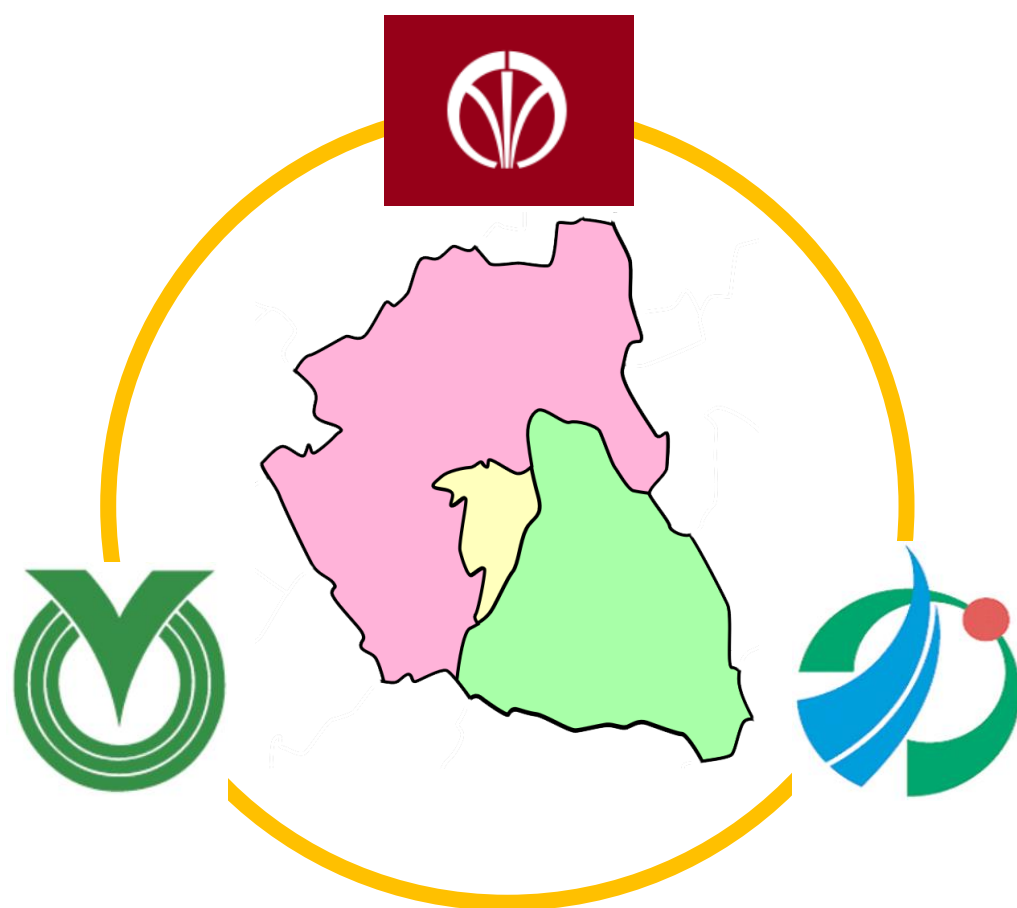


第2次 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン



令和5年3月
飯塚市

目 次

第 1 章 定住自立圏構想の概要	1
------------------	---

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 定住自立圏構想の目的 | 1 |
| 2. 定住自立圏の名称及び構成市町 | 1 |
| 3. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間 | 1 |

第 2 章 圏域の現状及び課題	2
-----------------	---

- | | |
|----------------|----|
| 1. 位置及び地勢 | 2 |
| 2. 人口 | 3 |
| (1) 人口・世帯数の推移 | 3 |
| (2) 人口動態 | 9 |
| (3) 通勤・通学状況 | 12 |
| 3. 生活機能 | 14 |
| (1) 医療 | 14 |
| (2) 子育て支援 | 15 |
| (3) 産業 | 15 |
| 4. 結びつきやネットワーク | 27 |
| (1) 公共交通 | 27 |
| (2) 情報通信インフラ | 27 |

第 3 章 圏域の将来像	28
--------------	----

第4章 具体的取組	30
-----------	----

1. 生活機能の強化	31
(1) 医療	31
(2) 福祉	34
(3) 子育て支援	37
(4) 教育	40
(5) スポーツ振興	41
(6) 産業振興	42
(7) その他	44
2. 結びつきやネットワークの強化	45
(8) 地域公共交通	45
(9) 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進	47
(10) 消防・防災	50
3. 圏域マネジメントの強化	51
(11) 人材育成	51

第5章 資料編	52
---------	----

1. 第2次嘉飯域定住自立圏共生ビジョン・策定の経過	52
2. 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱	53
3. 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議委員名簿	55
4. 中心市宣言書	56
5. 定住自立圏構想推進要綱	57

第1章 定住自立圏構想の概要

1. 定住自立圏構想の目的

わが国では現在、人口減少と少子高齢化が急速に進行することが見込まれている中で、地方圏の各地に住民が安心して暮らし続けられる生活圏域を形成して、地方圏から都市圏への人口流出を抑制するとともに、都市圏から地方圏への人の流れを創出する必要があります。定住自立圏構想は、このような時代の変化に対応し、「中心市」と「近隣市町村」が連携して、お互いの自主性を尊重しながら、連携・役割分担して圏域を活性化することで定住に向けた機能充実や地域の魅力向上を推進していく政策です。

平成30年3月26日に飯塚市と嘉麻市、桂川町が1対1で締結した定住自立圏形成協定の内容を踏まえ、平成30年8月に「嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」が策定され、圏域としてめざすべき将来像の実現に向けて取り組みを進めてきました。この共生ビジョンの計画期間が令和4年度までとなっていることから、社会状況の変化等を踏まえながらこれを見直し、「第2次 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定するものです。

2. 定住自立圏の名称及び構成市町

名称 : 嘉飯圏域定住自立圏

構成市町 : 飯塚市(中心市)、嘉麻市、桂川町

経過 : 平成29年12月22日 中心市宣言

平成30年 3月26日 飯塚市と嘉麻市、桂川町との間で定住自立圏形成協定を締結

平成30年 8月30日 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンを策定

令和 5年 3月27日 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結

令和 5年 3月31日 第2次嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョンを策定

3. 定住自立圏共生ビジョンの計画期間

第2次共生ビジョンの計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、共生ビジョンについては毎年度検証を行い、必要に応じて所要の変更を行います。

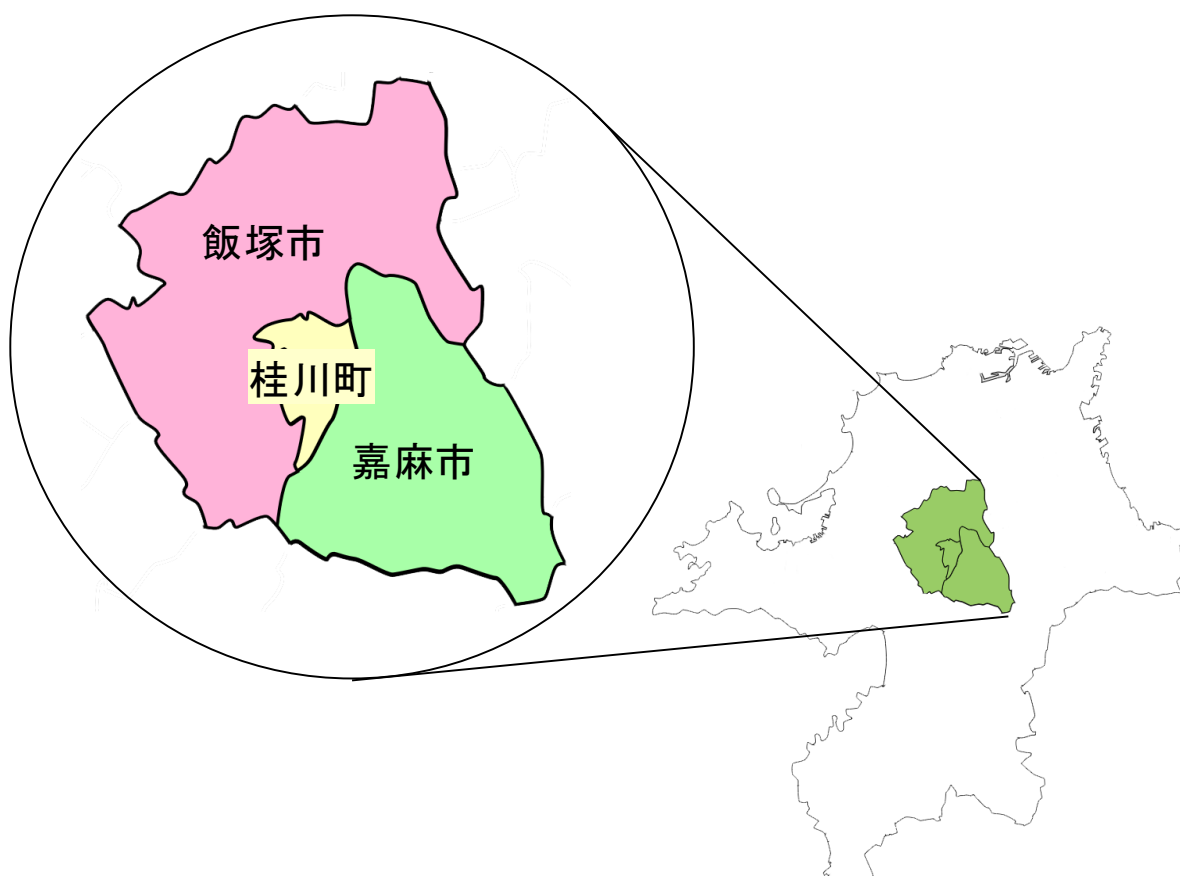
第2章 圏域の現状及び課題

1. 位置及び地勢

飯塚市・嘉麻市・桂川町で構成する本圏域は、福岡県の中央に位置し、面積は 369.21km²で、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、全体の約3分の2は森林と耕作地からなっています。周囲の山地に源を発する河川は、多くの支流を集めて遠賀川となり北流しています。山林や河川流域に広がる水と緑が豊富な地域です。

交通においては、南北に縦断する国道200号・211号・322号と東西に横断する国道201号が交わる交通の要衝となっており、福岡市・北九州市の2大都市と県東部の田川圏域、県南部の久留米圏域や朝倉圏域を結ぶ地域として、福岡県全域の発展のカギを握る重要な圏域であるといえます。

図 圏域の位置

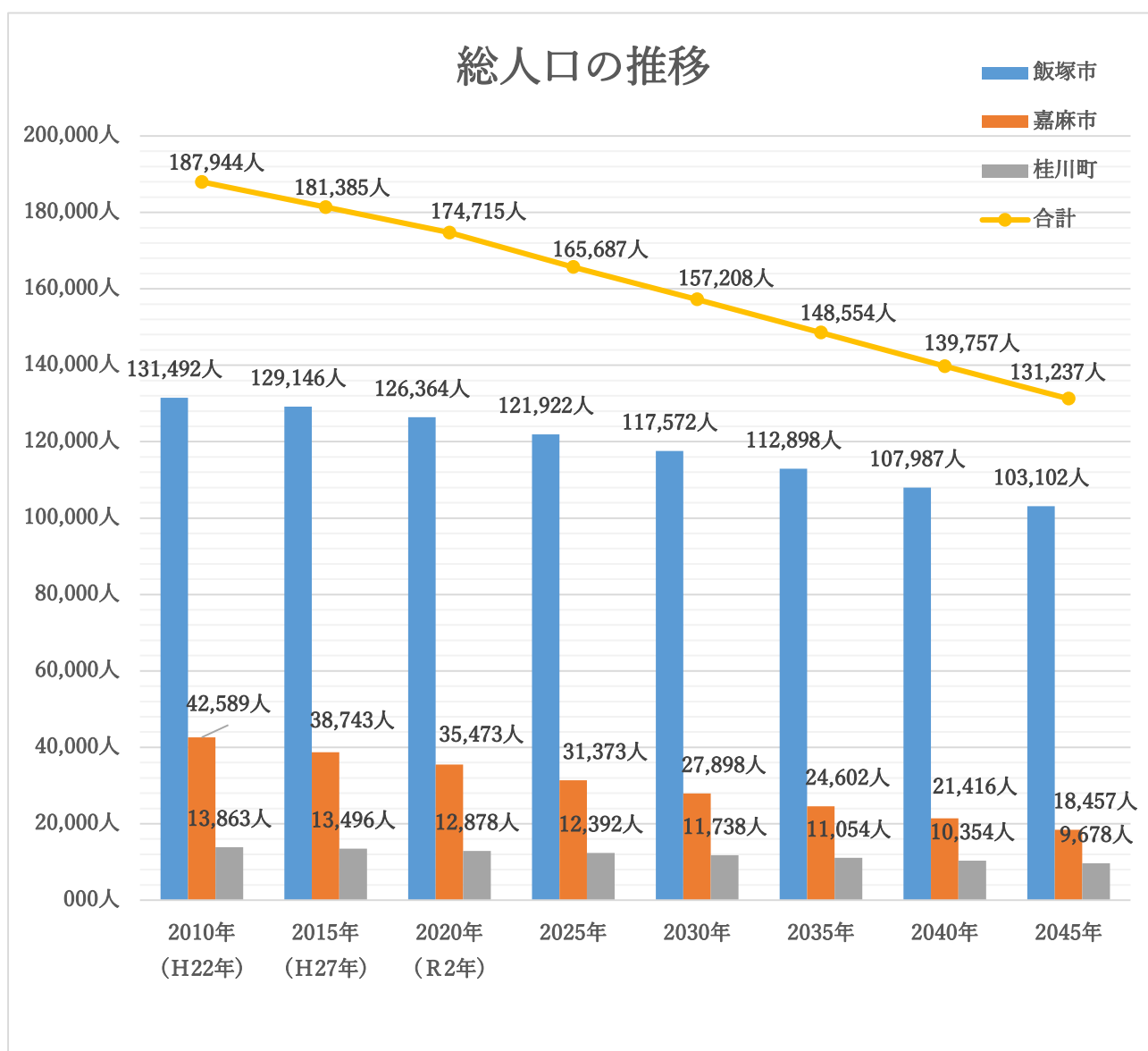


2. 人口

(1) 人口・世帯数の推移

①総人口

令和2年国勢調査による本圏域の総人口は合計で 174,715人となっており、平成22年の187,944人と比べ△7.0%(△13,229人)と減少しています。県では+1.1%(+6万人)、全国では△1.5%(△192万人)となっているのに対し、本圏域においては、いずれの市町においても減少を続けています。平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このまま推移した場合、22年後の2045年の本圏域の総人口は合計で 131,237人になると推計されており、5年ごとの減少率を比較しても全国を上回る減少率となっています。



図表 総人口の推移

			実績値			推計値（参考）				
			2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
飯塚市	実数		131,492人	129,146人	126,364人	121,922人	117,572人	112,898人	107,987人	103,102人
	増減率		△1.4%	△1.8%	△2.2%	△3.5%	△3.6%	△4.0%	△4.3%	△4.5%
嘉麻市	実数		42,589人	38,743人	35,473人	31,373人	27,898人	24,602人	21,416人	18,457人
	増減率		△7.3%	△9.0%	△8.4%	△11.6%	△11.1%	△11.8%	△13.0%	△13.8%
桂川町	実数		13,863人	13,496人	12,878人	12,392人	11,738人	11,054人	10,354人	9,678人
	増減率		△4.6%	△2.6%	△4.6%	△3.8%	△5.3%	△5.8%	△6.3%	△6.5%
合計	実数		187,944人	181,385人	174,715人	165,687人	157,208人	148,554人	139,757人	131,237人
	増減率		△3.0%	△3.5%	△3.7%	△5.2%	△5.1%	△5.5%	△5.9%	△6.1%
福岡県	実数		507万人	510万人	513万人	504万人	496万人	484万人	470万人	455万人
	増減率		0.4%	0.6%	0.6%	△1.8%	△1.6%	△2.4%	△2.9%	△3.2%
全国	実数		12,806万人	12,709万人	12,614万人	12,254万人	11,913万人	11,522万人	11,092万人	10,642万人
	増減率		0.2%	△0.8%	△0.7%	△2.9%	△2.8%	△3.3%	△3.7%	△4.1%

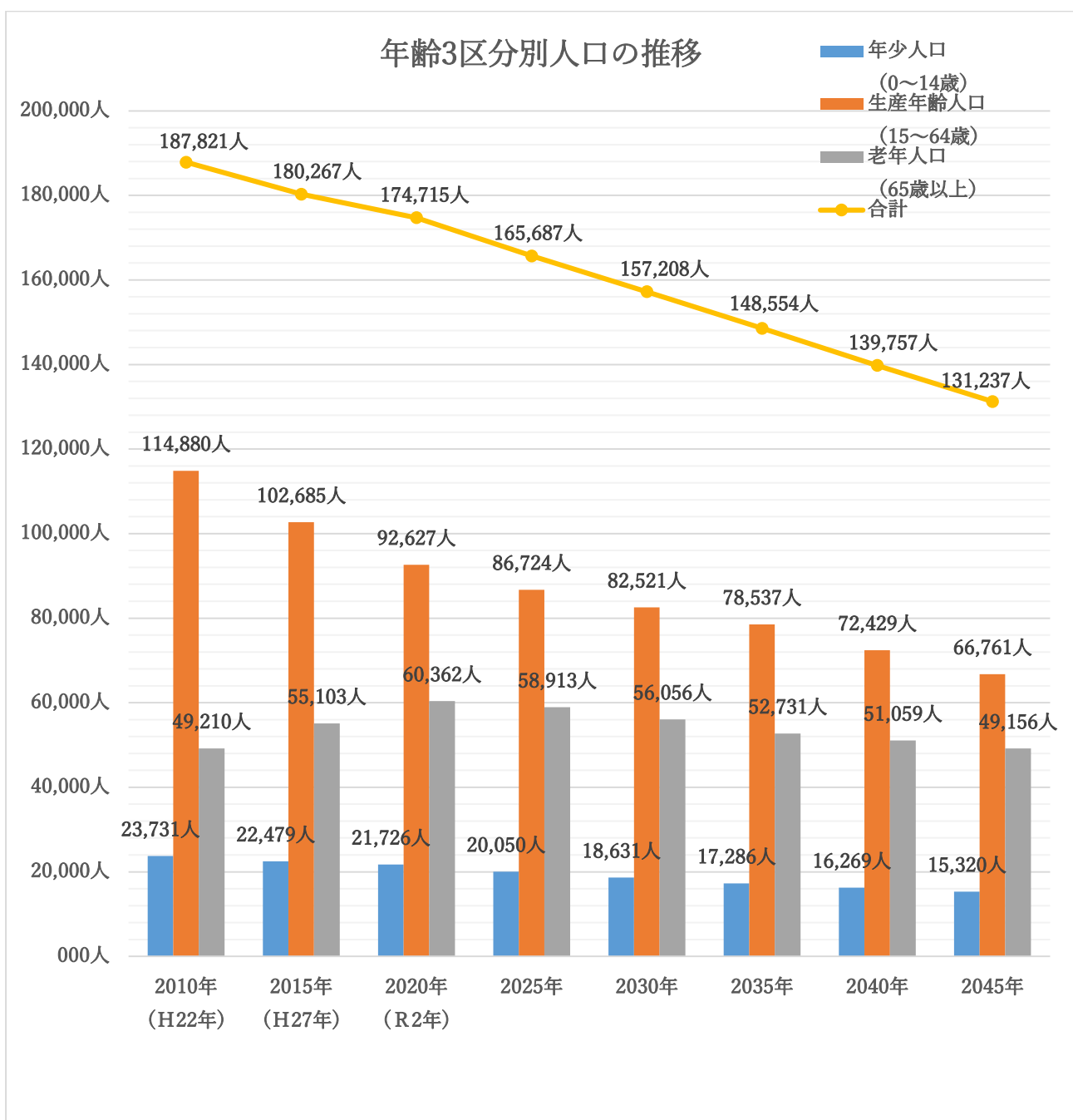
出典：実績値～総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

推計値～国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年3月30日公表分）

②年齢3区分別人口

令和2年国勢調査による本圏域の年齢3区分別人口構成比は、年少人口(0～14歳)が12.4%(21,726人)、生産年齢人口(15～64歳)が53.0%(92,627人)、老年人口(65歳以上)が34.6%(60,362人)となっており、福岡県や全国に比べて老年人口が高い割合を占め、年少人口は全国平均を上回ったものの、生産年齢人口が低い状況となっています。

平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、2045年における本圏域の年齢3区分別人口構成比は、年少人口11.7%(15,320人)、生産年齢人口50.9%(66,761人)、老年人口37.4%(49,156人)となっており、実数では、平成22年に比べて年少人口が△8,411人、生産年齢人口が△48,119人と減少する一方、老年人口は△54人で、ほぼ同程度と予想されています。



図表 年齢3区分別人口の推移

			実績値			推計値（参考）				
			2010年 （H22年）	2015年 （H27年）	2020年 （R2年）	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
飯塚市	年少人口 （0～14歳）	実数	16,856人	16,338人	16,215人	15,173人	14,356人	13,566人	12,986人	12,411人
		比率	12.8%	12.7%	12.8%	12.4%	12.2%	12.0%	12.0%	12.0%
	生産年齢人口 （15～64歳）	実数	81,768人	74,512人	68,782人	66,010人	63,994人	61,799人	57,967人	54,318人
		比率	62.2%	58.2%	54.4%	54.1%	54.4%	54.7%	53.7%	52.7%
	老年人口 （65歳以上）	実数	32,755人	37,210人	41,367人	40,739人	39,222人	37,533人	37,034人	36,373人
		比率	25.0%	29.1%	32.8%	33.5%	33.4%	33.3%	34.3%	35.3%
	嘉麻市	年少人口 （0～14歳）	実数	5,156人	4,416人	3,893人	3,283人	2,804人	2,373人	2,034人
			比率	12.1%	11.4%	11.0%	10.4%	10.0%	9.6%	9.5%
		生産年齢人口 （15～64歳）	実数	24,520人	20,479人	17,155人	14,363人	12,522人	10,980人	9,183人
			比率	57.6%	52.9%	48.3%	45.8%	44.9%	44.6%	42.9%
		老年人口 （65歳以上）	実数	12,910人	13,828人	14,425人	13,727人	12,572人	11,249人	10,199人
			比率	30.3%	35.7%	40.7%	43.8%	45.1%	45.8%	47.6%
	桂川町	年少人口 （0～14歳）	実数	1,719人	1,725人	1,618人	1,594人	1,471人	1,347人	1,249人
			比率	12.4%	12.8%	12.6%	12.6%	12.5%	12.2%	12.0%
		生産年齢人口 （15～64歳）	実数	8,592人	7,694人	6,690人	6,531人	6,005人	5,758人	5,279人
			比率	62.0%	57.1%	51.9%	51.9%	51.2%	52.1%	51.0%
		老年人口 （65歳以上）	実数	3,545人	4,065人	4,570人	4,447人	4,262人	3,949人	3,826人
			比率	25.6%	30.1%	35.5%	35.5%	36.3%	35.7%	37.0%
圏域合計	年少人口 （0～14歳）	実数	23,731人	22,479人	21,726人	20,050人	18,631人	17,286人	16,269人	15,320人
		比率	12.6%	12.4%	12.4%	12.1%	11.8%	11.6%	11.6%	11.7%
	生産年齢人口 （15～64歳）	実数	114,880人	102,685人	92,627人	86,724人	82,521人	78,537人	72,429人	66,761人
		比率	61.2%	57.0%	53.0%	52.3%	52.5%	52.9%	51.8%	50.9%
	老年人口 （65歳以上）	実数	49,210人	55,103人	60,362人	58,913人	56,056人	52,731人	51,059人	49,156人
		比率	26.2%	30.6%	34.6%	35.6%	35.7%	35.5%	36.6%	37.4%
福岡県	年少人口 （0～14歳）	実数	68万人	68万人	66万人	64万人	61万人	58万人	56万人	54万人
		比率	13.5%	13.5%	12.9%	12.7%	12.3%	12.0%	11.8%	11.9%
	生産年齢人口 （15～64歳）	実数	323万人	306万人	291万人	291万人	284万人	273万人	256万人	241万人
		比率	64.2%	60.7%	56.7%	57.7%	57.3%	56.4%	54.4%	53.0%
	老年人口 （65歳以上）	実数	112万人	130万人	156万人	149万人	151万人	153万人	159万人	160万人
		比率	22.3%	25.8%	30.4%	29.6%	30.4%	31.6%	33.8%	35.1%
全国	年少人口 （0～14歳）	実数	1,680万人	1,589万人	1,495万人	1,407万人	1,321万人	1,246万人	1,194万人	1,138万人
		比率	13.2%	12.7%	11.9%	11.5%	11.1%	10.8%	10.8%	10.7%
	生産年齢人口 （15～64歳）	実数	8,103万人	7,629万人	7,292万人	7,170万人	6,875万人	6,494万人	5,978万人	5,584万人
		比率	63.8%	60.7%	57.8%	58.5%	57.7%	56.4%	53.9%	52.5%
	老年人口 （65歳以上）	実数	2,925万人	3,347万人	3,826万人	3,677万人	3,716万人	3,782万人	3,921万人	3,919万人
		比率	23.0%	26.6%	30.3%	30.0%	31.2%	32.8%	35.3%	36.8%

出典：実績値～総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

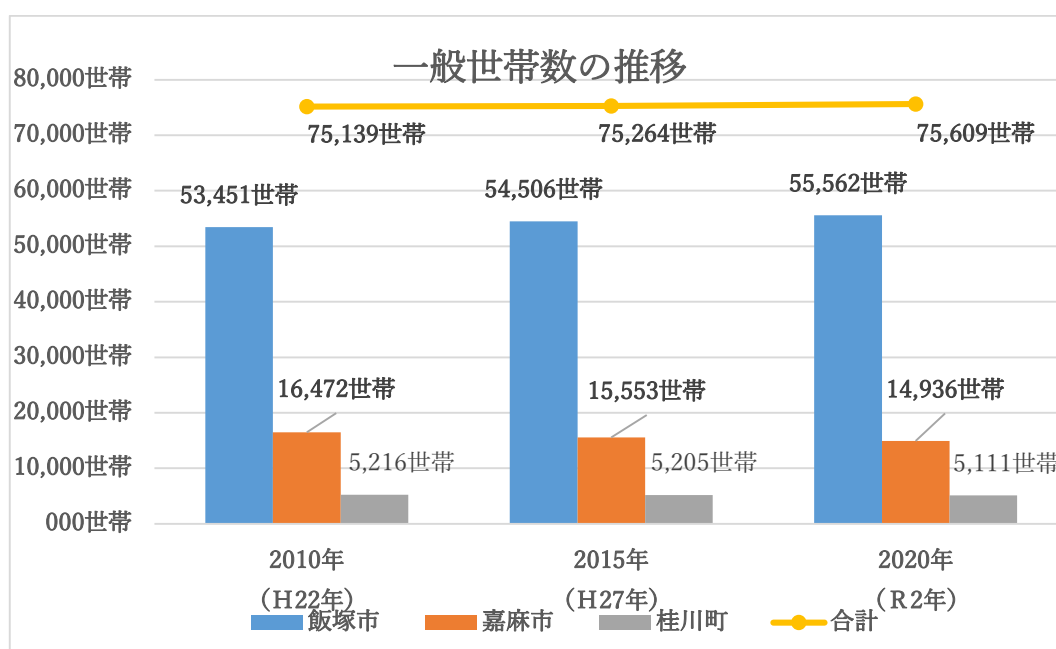
推計値～国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成30年3月30日公表分）

③世帯数及び1世帯当たり人員の推移

令和2年国勢調査による本圏域の一般世帯数（注1）は 75,609世帯となっており、平成22年の75,139世帯と比べて+0.6%（+470世帯）と増えていますが、あまり大きく変動していません。県では+9.5%（+20万世帯）、全国でも+7.2%（+375万世帯）と増加しているのに比べて本圏域においては増加率が低くなっています。飯塚市の世帯数は増加傾向にあります。嘉麻市・桂川町の世帯数は減少が続いており、圏域全体での世帯数は、ほぼ横ばいで微増している状況です。

平成30年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、全国の世帯数は2023年にピークを迎えた後、減少に転じると予想されています。

注1）一般世帯数：寮・寄宿舎の学生や生徒、病院・診療所の入院者、福祉施設の入所者等の集まりを除いた世帯



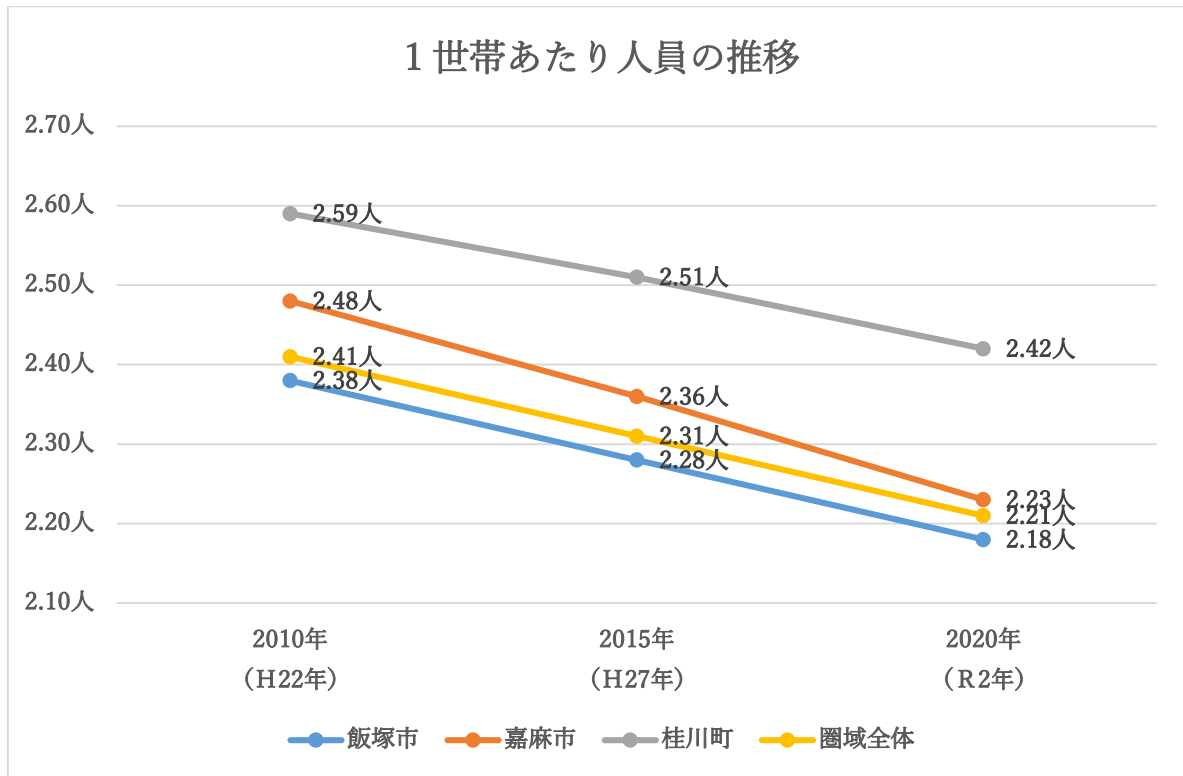
図表 一般世帯の推移

			2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
圏域合計	飯塚市	実数	53,451世帯	54,506世帯	55,562世帯
		増減率	2.4%	2.0%	1.9%
	嘉麻市	実数	16,472世帯	15,553世帯	14,936世帯
		増減率	△3.2%	△5.6%	△4.0%
	桂川町	実数	5,216世帯	5,205世帯	5,111世帯
		増減率	△0.6%	△0.2%	△1.8%
	圏域合計	実数	75,139世帯	75,264世帯	75,609世帯
		増減率	0.9%	0.2%	0.5%
福岡県	実数	211万世帯	220万世帯	231万世帯	
	増減率	6.6%	4.3%	5.0%	
全国	実数	5,195万世帯	5,333万世帯	5,570万世帯	
	増減率	5.9%	2.7%	4.4%	

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

また、一般世帯人員を一般世帯数で除して算出した令和2年の1世帯あたり人員は、圏域全体で2.21人となっており、県の2.15人を若干上回り、全国の数値と同じになっています。

1世帯あたり人員は、全ての市町において一貫して減り続けており、平成30年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、このままで推移した場合、全国の世帯構成は、「単独」「夫婦のみ」「ひとり親と子」の割合が増加し、高齢者の独居率も上昇するものと予想されています。



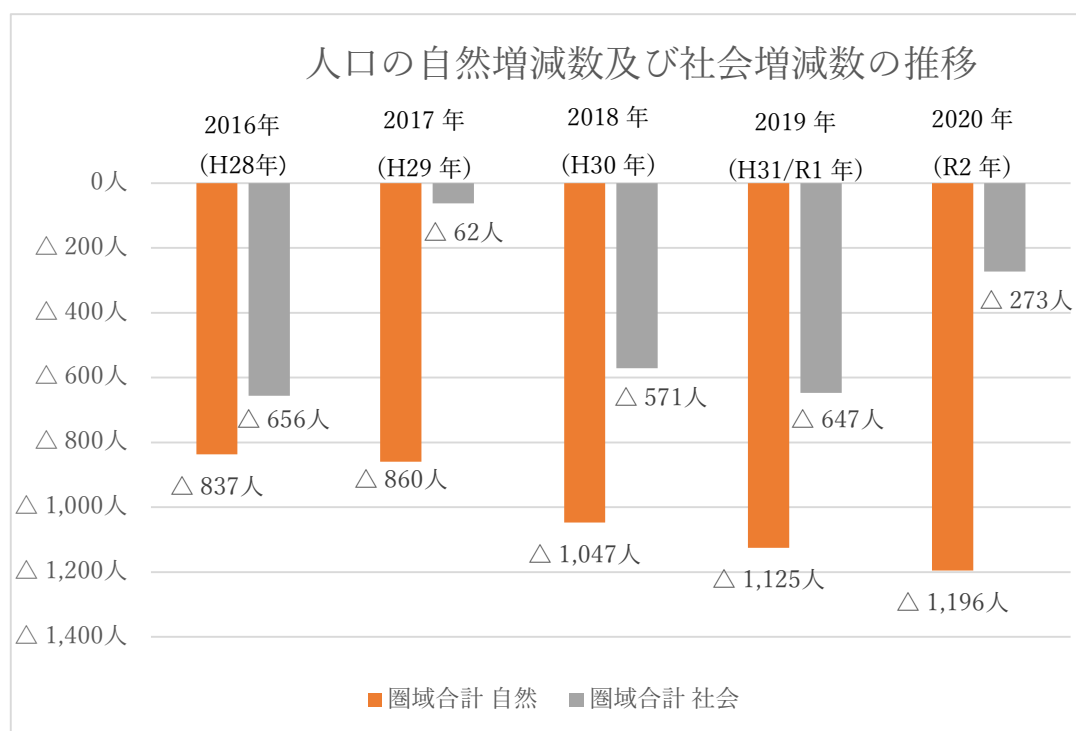
図表 1世帯あたり人員の推移

			2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2年)
	飯塚市	実数	2.38人	2.28人	2.18人
		増減率	△4.0%	△4.2%	△4.4%
	嘉麻市	実数	2.48人	2.36人	2.23人
		増減率	△4.2%	△4.8%	△5.5%
	桂川町	実数	2.59人	2.51人	2.42人
		増減率	△4.1%	△3.1%	△3.6%
	圏域全体	実数	2.41人	2.31人	2.21人
		増減率	△4.4%	△4.1%	△4.3%
	福岡県	実数	2.35人	2.26人	2.15人
		増減率	△4.9%	△3.8%	△4.9%
全国	実数	2.42人	2.33人	2.21人	
	増減率	△5.1%	△3.7%	△5.2%	

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

(2) 人口動態

平成28年から令和2年における本圏域の自然増減数(出生者数から死亡者数を除いた人数)及び社会増減数(転入者から転出者を除いた人数)は、いずれもマイナスが続く状況となっています。自然増減数は各市町とも一貫してマイナス傾向にあります。社会増減数については、平成29年と令和2年に飯塚市でプラスとなっています。今後は、社会減を抑制することにより、本圏域の定住人口を維持していく必要があります。



図表 人口の自然増減数及び社会増減数の推移

			2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31/R1年)	2020年 (R2年)
飯塚市	増減数	増減数	△ 603人	△ 150人	△ 773人	△ 905人	△ 628人
		自然	△ 355人	△ 399人	△ 568人	△ 604人	△ 664人
		社会	△ 248人	249人	△ 205人	△ 301人	36人
	嘉麻市	増減数	△ 803人	△ 638人	△ 682人	△ 691人	△ 779人
		自然	△ 421人	△ 391人	△ 396人	△ 423人	△ 474人
		社会	△ 382人	△ 247人	△ 286人	△ 268人	△ 305人
桂川町	増減数	増減数	△ 87人	△ 134人	△ 163人	△ 176人	△ 62人
		自然	△ 61人	△ 70人	△ 83人	△ 98人	△ 58人
		社会	△ 26人	△ 64人	△ 80人	△ 78人	△ 4人
圏域合計	増減数	増減数	△ 1,493人	△ 922人	△ 1,618人	△ 1,772人	△ 1,469人
		自然	△ 837人	△ 860人	△ 1,047人	△ 1,125人	△ 1,196人
		社会	△ 656人	△ 62人	△ 571人	△ 647人	△ 273人
福岡県	増減数	増減数	5,151人	3,631人	1,156人	△ 1,381人	△ 3,364人
		自然	△ 5,710人	△ 9,014人	△ 10,243人	△ 13,338人	△ 13,667人
		社会	10,861人	12,645人	11,399人	11,957人	10,303人

出典：県調査統計課「福岡県人口移動調査」(前年10月1日～当該年9月30日)

令和2年国勢調査において集計された平成28年～令和2年の5年間における本圏域と他の圏域間の社会増減の状況をみると、田川圏域からは+381人、福岡県以外の九州各県からは+246人と流入超過となっていますが、三大都市圏には△560人、福岡市には△478人と人口流出超過となっています。三大都市圏への人口流出はもとより、県内における福岡市への一極集中を抑制し、本圏域に人口を流入、定住化させる施策が必要となっています。

図 平成28年～令和2年における圏域間の社会増減の状況



図表 令和2年国勢調査における5カ年の転入における人口移動

				飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域全体	
				人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
転入者数（不詳を除く）				12,230人		2,350人		1,286人		15,866人	
転入元			飯塚市			863人	36.7%	406人	31.6%	1,269人	8.0%
			嘉麻市	1,328人	10.9%			280人	21.8%	1,608人	10.1%
			桂川町	544人	4.4%	174人	7.4%			718人	4.5%
			圏域合計	1,872人	15.3%	1,037人	44.1%	686人	53.3%	3,595人	22.7%
	隣接する圏域	福岡市	1,352人	11.1%	200人	8.5%	82人	6.4%	1,634人	10.3%	
		直鞍圏域	742人	6.1%	67人	2.9%	36人	2.8%	845人	5.3%	
		田川圏域	1,112人	9.1%	195人	8.3%	47人	3.7%	1,354人	8.5%	
		北九州市	705人	5.8%	102人	4.3%	34人	2.6%	841人	5.3%	
		柏屋中南部地域	399人	3.3%	47人	2.0%	44人	3.4%	490人	3.1%	
		筑紫圏域	355人	2.9%	60人	2.6%	38人	3.0%	453人	2.9%	
		久留米圏域	268人	2.2%	42人	1.8%	21人	16.0%	331人	2.1%	
		朝倉圏域	73人	0.6%	38人	1.6%	5人	0.4%	116人	0.7%	
	福岡県内合計			7,580人	62.0%	1,886人	80.3%	1,032人	80.2%	10,498人	66.2%
	九州各県（福岡県を除く）			1,891人	15.5%	132人	5.6%	64人	5.0%	2,087人	13.2%
		首都圏	611人	5.0%	76人	3.2%	51人	4.0%	738人	4.7%	
		中部圏	175人	1.4%	30人	1.3%	20人	1.6%	225人	1.4%	
		近隣圏	507人	4.1%	55人	2.3%	31人	2.4%	593人	3.7%	
		三大都市圏合計			1,293人	10.6%	161人	6.9%	102人	7.9%	1,556人

出典：総務省「令和2年国勢調査」（令和2年10月1日現在）

図表 令和2年国勢調査における5カ年の転出における人口移動

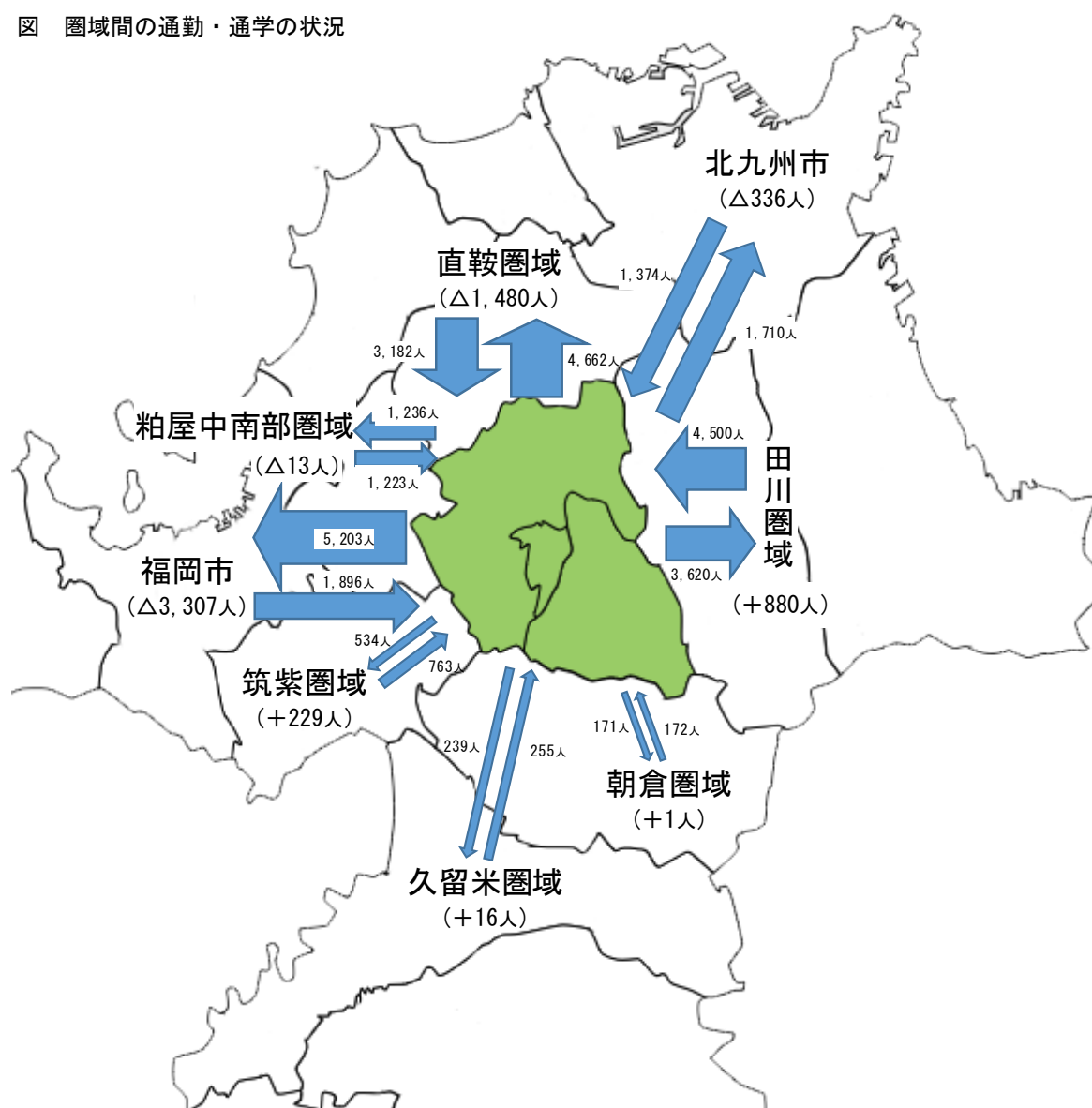
				飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域全体	
				人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
転出者数（不詳を除く）				11,670人		3,379人		1,288人		16,337人	
転 出 先			飯塚市			1,328人	39.3%	544人	42.2%	1,872人	11.5%
			嘉麻市	863人	7.4%			174人	13.5%	1,037人	6.3%
			桂川町	406人	3.5%	280人	8.3%			686人	4.2%
			圏域合計	1,269人	10.9%	1,608人	47.6%	718人	55.7%	3,595人	22.0%
	隣 接 す る 圏 域	福岡市	1,695人	14.5%	316人	9.4%	101人	7.8%	2,112人	12.9%	
		直鞍圏域	829人	7.1%	95人	2.8%	21人	1.6%	945人	5.8%	
		田川圏域	661人	5.7%	271人	8.0%	41人	3.2%	973人	6.0%	
		北九州市	748人	6.4%	122人	3.6%	50人	3.9%	920人	5.6%	
		柏屋中南部地域	542人	4.6%	115人	3.4%	47人	3.6%	704人	4.3%	
		筑紫圏域	350人	3.0%	57人	1.7%	37人	2.9%	444人	2.7%	
		久留米圏域	311人	2.7%	59人	1.7%	17人	1.3%	387人	2.4%	
		朝倉圏域	60人	0.5%	17人	0.5%	14人	1.1%	91人	0.6%	
	福岡県内合計			7,321人	62.7%	2,830人	83.8%	1,098人	85.2%	11,249人	68.9%
	九州各県（福岡県を除く）			1,568人	13.4%	190人	5.6%	83人	6.4%	1,841人	11.3%
		首都圏	1,146人	9.8%	125人	3.7%	40人	3.1%	1,311人	8.0%	
		中部圏	215人	1.8%	36人	1.1%	12人	0.9%	263人	1.6%	
		近隣圏	459人	3.9%	63人	1.9%	20人	1.6%	542人	3.3%	
		三大都市圏合計			1,820人	15.5%	224人	6.6%	72人	5.6%	2,116人

出典：総務省「令和2年国勢調査」（令和2年10月1日現在）

(3) 通勤・通学状況

本圏域に常住する就業者・通学者は圏域合計で95,645人となっており、圏域外への従業・通学者は23,190人、圏域内への従業・通学者は72,455人と圏域内での従業・通学者が大半を占めています。圏域外への従業・通学先別の状況をみると福岡市が5,203人(5.4%)、直鞍圏域が4,662人(4.9%)、田川圏域が3,620人(3.8%)、北九州市が1,710人(1.8%)となっています。また、圏域間の従業・通学者のうち、田川圏域からの従業・通学者が4,500人となっており、本圏域への流入の方が+880人と多い状況となっています。

図 圏域間の通勤・通学の状況



出典：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）の数値を集計し図示

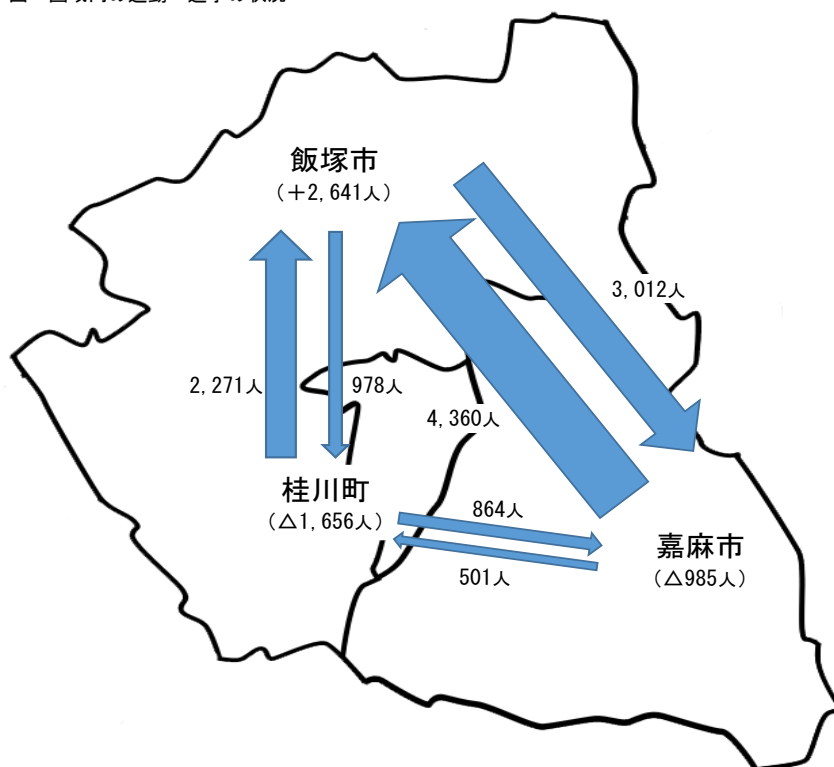
図表 通勤・通学状況

			飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
常住する就業者・通学者数			70,257人		17,999人		7,389人		95,645人	
就業者・通学者別の 圏域内・圏域外	圏域内	飯塚市	48,444人	68.9%	4,360人	24.2%	2,271人	30.7%	55,075人	57.6%
		嘉麻市	3,012人	4.3%	9,366人	52.0%	864人	11.7%	13,242人	13.9%
		桂川町	978人	1.4%	501人	2.8%	2,659人	36.0%	4,138人	4.3%
		計	52,434人	74.6%	14,227人	79.0%	5,794人	78.4%	72,455人	75.8%
	圏域外	福岡市	3,864人	5.5%	804人	4.5%	535人	7.2%	5,203人	5.4%
		直鞍圏域	3,931人	5.6%	499人	2.8%	232人	3.1%	4,662人	4.9%
		田川圏域	2,510人	3.6%	902人	5.0%	208人	2.8%	3,620人	3.8%
		北九州市	1,351人	1.9%	268人	1.5%	91人	1.2%	1,710人	1.8%
		粕屋中南部圏域	908人	1.3%	180人	1.0%	148人	2.0%	1,236人	1.3%
		筑紫圏域	360人	0.5%	106人	0.6%	68人	0.9%	534人	0.6%
		久留米圏域	161人	0.2%	42人	0.2%	36人	0.5%	239人	0.2%
		朝倉圏域	93人	0.1%	56人	0.3%	22人	0.3%	171人	0.2%

出典：総務省「令和2年国勢調査」

圏域内での従業・通学者においては、飯塚市が55,075人(57.6%)と最も多く、嘉麻市が13,242人(13.9%)、桂川町が4,138人(4.3%)となっています。また、圏域内の市町間の従業・通学者の状況をみると飯塚市が+2,641人、嘉麻市が△985人、桂川町が△1,656人となっており、中心市である飯塚市への流入が多くなっています。

図 圏域内の通勤・通学の状況



出典：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）の数値を集計し図示

3. 生活機能

(1) 医療

本圏域は、飯塚医療圏域として県の保健医療計画に基づく二次保健医療圏（注1）に設定されており、医療機関相互に機能分担と連携を行い、圏域全体として包括的な保健医療サービスが提供されています。令和元年10月1日現在、本圏域内には病院が22施設、一般診療所が168施設、歯科診療所が99施設、総計で289施設あります。病床数は一般病院が3,758床、一般診療所が332床、総計で4,090床あります。

図表 病院及び診療所の施設数

	総計	病院			一般診療所			歯科診療所
		計	精神	一般	計	精神	一般	
飯塚市	222	13	2	11	135	15	120	74
嘉麻市	53	8	0	8	25	6	19	20
桂川町	14	1	0	1	8	0	8	5
圏域合計	289	22	2	20	168	21	147	99
福岡県	8,250	459	61	398	4,713	499	4,214	3,078

出典：厚生労働省「令和元年医療施設調査」（令和元年10月1日現在）

図表 病院及び診療所の病床数

		総計	一般病院						一般 診療所
			計						
				精神	感染症	結核	療養	一般	
	飯塚市	3,002	2,784	673	0	0	194	1,917	218
	嘉麻市	997	883	188	0	0	310	385	114
	桂川町	91	91	0	0	0	61	30	0
	圏域合計	4,090	3,758	861	0	0	565	2,332	332
福岡県		90,931	83,874	20,977	66	222	19,122	43,487	7,057

出典：厚生労働省「令和元年医療施設調査」（令和元年10月1日現在）

本圏域の初期救急医療（注2）は、飯塚医師会の協力のもとで体制を確保しており、飯塚夜間急患センター及び在宅当番医制度により対応しており、二次救急医療（注3）は、県の認定した救急病院等と飯塚医師会の協力のもとで病院群輪番制によって対応をしています。また、三次救急医療（注4）は、飯塚病院救命救急センターにおいて、近隣の二次医療圏である直鞍圏域や田川圏域を含めた筑豊地域をカバーする高度な救急医療が提供されています。

注1）二次保健医療圏：医療法第30条の4第2項第13号に基づき、主として病院および診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域のこと。福岡県では、13の二次保健医療圏を設定している。

注2）初期救急医療：外来診療による救急患者の医療

注3）二次救急医療：入院加療を必要とする重症救急患者の医療

注4）三次救急医療：複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者の医療

(2) 子育て支援

本圏域では、地域全体で子育てを支援するための施設として、子育て支援センターを設置しています。飯塚市には5箇所（街なか・穂波・筑穂・庄内・頼田）、嘉麻市には3箇所（鴨生・下山田・牛隈）、桂川町には1箇所開設しており、子育て相談、子育てサークル等の育成支援、子育て情報誌の発行、子育て支援講座の開催といった事業を展開しています。子育て支援センターの事業以外にも、保護者の疾病や仕事により家庭で養育することが一時的に難しくなった場合の預かり保育等を行う子育て短期支援事業については全ての市町が実施しており、飯塚市では、休日等においても児童（小学生）を預かる休日等子育て支援事業を実施しています。

また、病児保育事業については飯塚市内の2施設において実施しており、病気または病気回復期にある全ての市町の児童を対象としています。

その他のサービスとしては、子育てを支援するボランティアと子育ての手助けをしてほしい人をつなぐファミリーサポート事業を飯塚市が実施しています。この事業では、事前に会員登録をすることで子どもの一時預かりや保育施設等への送迎の援助を受けることができます。

地域の経済・社会を支える生産年齢人口の流出防止や圏域外からの移住を促進するためにも、子育て支援センターをはじめとする子育て支援の取組みを圏域全体で強化し、推進していくことが重要となっています。

(3) 産業

①産業大分類別の事業所数・従業者数

本圏域では、各市町で様々な特色ある産業が営まれています。

飯塚市では、理工系大学や各種研究機関、高度な技術力を生かした優れたものづくり企業といった地域のポテンシャルを生かし、医療関連産業への参入をめざした医工学連携の取組みを進めています。

嘉麻市では、遠賀川の源流に位置する地理特性を生かした源流の水で育てられた農作物や畜産物、嘉穂アルプス連山で育った林産物の生産が盛んであり、これらの産業をさらに維持、発展させるため、新たな担い手となる人材を確保する取組みを進めています。

桂川町では、コメ、野菜、いちごといった農作物を中心に無農薬作物や減農薬・減化学肥料栽培作物等の取組みを進めています。

令和3年6月1日現在、本圏域の事業所数は6,826事業所、従業者数は71,731人となっています。産業大分類別にみると、事業所数では、卸売業・小売業が24.47%で最も多く、以下、医療・福祉が12.41%、宿泊業・飲食サービス業が11.00%、生活関連サービス業・娯楽業が10.20%の順となっています。また、従業者数では医療・福祉が24.33%で最も多く、以下、卸売業・小売業が18.97%、製造業が14.46%の順となっています。

構成比を福岡県と比べると、製造業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉が事業所数、従業者数ともに県を上回っていますが、情報通信業においては事業所数が県1.48%に対し本圏域が0.57%、従業者数が県2.53%に対し本圏域が0.57%と、大きく下回っています。

図表 事業所数（産業大分類別）

（単位：事業所）

	飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計		福岡県	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	5,219	100.00%	1,241	100.00%	366	100.00%	6,826	100.00%	209,008	100.00%
農林漁業	20	0.38%	18	1.45%	2	0.54%	40	0.59%	1,030	0.49%
鉱業・採石業 ・砂利採取業	2	0.04%	0	0.00%	0	0.00%	2	0.03%	44	0.02%
建設業	501	9.60%	134	10.80%	39	10.66%	674	9.87%	19,646	9.40%
製造業	326	6.25%	101	8.14%	25	6.83%	452	6.62%	11,342	5.43%
電気・ガス・熱供給 ・水道業	14	0.27%	8	0.64%	6	1.64%	28	0.41%	529	0.26%
情報通信業	35	0.67%	3	0.24%	1	0.27%	39	0.57%	3,090	1.48%
運輸業・郵便業	100	1.91%	28	2.26%	16	4.37%	144	2.11%	5,457	2.61%
卸売業・小売業	1,328	25.45%	276	22.24%	66	18.03%	1,670	24.47%	53,005	25.36%
金融業・保険業	98	1.88%	12	0.97%	0	0.00%	110	1.61%	3,579	1.71%
不動産業・物品賃貸業	228	4.37%	24	1.93%	24	6.56%	276	4.04%	14,189	6.79%
学術研究・ 専門・技術サービス業	189	3.62%	24	1.93%	11	3.00%	224	3.28%	10,600	5.07%
宿泊業・飲食サービス業	615	11.78%	97	7.82%	39	10.66%	751	11.00%	23,641	11.31%
生活関連サービス業 ・娯楽業	523	10.02%	134	10.80%	39	10.66%	696	10.20%	17,206	8.23%
教育・学習支援業	170	3.26%	44	3.55%	13	3.55%	227	3.33%	7,738	3.70%
医療・福祉	602	11.53%	193	15.55%	52	14.21%	847	12.41%	21,385	10.23%
複合サービス事業	35	0.67%	16	1.29%	5	1.37%	56	0.82%	1,046	0.50%
サービス業 （他に分類されないもの）	433	8.30%	129	10.39%	28	7.65%	590	8.64%	15,481	7.41%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（令和3年6月1日現在）

図表 従業者数（産業大分類別）

（単位：人）

	飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計		福岡県	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	57,235	100.00%	11,176	100.00%	3,320	100.00%	71,731	100.00%	2,371,648	100.00%
農林漁業	154	0.27%	125	1.12%	18	0.54%	297	0.41%	11,328	0.48%
鉱業・採石業 ・砂利採取業	14	0.02%	0	0.00%	0	0.00%	14	0.02%	505	0.02%
建設業	3,592	6.28%	668	5.98%	212	6.39%	4,472	6.23%	160,842	6.78%
製造業	7,548	13.19%	2,184	19.54%	637	19.19%	10,369	14.46%	261,695	11.03%
電気・ガス・熱供給 ・水道業	231	0.40%	41	0.37%	22	0.66%	294	0.41%	14,736	0.62%
情報通信業	368	0.64%	35	0.31%	4	0.12%	407	0.57%	59,920	2.53%
運輸業・郵便業	2,104	3.68%	414	3.70%	299	9.01%	2,817	3.93%	143,532	6.05%
卸売業・小売業	11,505	20.10%	1,631	14.59%	471	14.19%	13,607	18.97%	478,627	20.18%
金融業・保険業	1,001	1.75%	97	0.87%	0	0.00%	1,098	1.53%	59,386	2.50%
不動産業・物品賃貸業	812	1.42%	85	0.76%	64	1.93%	961	1.34%	66,879	2.82%
学術研究・ 専門・技術サービス業	1,073	1.87%	76	0.68%	32	0.96%	1,181	1.65%	77,367	3.26%
宿泊業・飲食サービス業	4,178	7.30%	451	4.04%	177	5.33%	4,806	6.70%	185,815	7.84%
生活関連サービス業 ・娯楽業	2,752	4.81%	474	4.24%	173	5.21%	3,399	4.74%	83,380	3.53%
教育・学習支援業	4,462	7.80%	732	6.55%	254	7.65%	5,448	7.60%	126,284	5.32%
医療・福祉	13,186	23.04%	3,451	30.88%	818	24.64%	17,455	24.33%	406,022	17.12%
複合サービス事業	501	0.87%	93	0.83%	26	0.78%	620	0.86%	15,196	0.64%
サービス業 （他に分類されないもの）	3,754	6.56%	619	5.54%	113	3.40%	4,486	6.25%	220,134	9.28%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（令和3年6月1日現在）

②農業の動向

本圏域は、南北に遠賀川流域平野が大きく開かれており、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、農作物の生産に適した自然条件に恵まれていることから、基幹産業として農業が盛んな地域となっています。水稻を基幹作物とし、野菜・果樹・花き並びに酪農・肥育の畜産、集落営農組織を中心とした大豆・麦との複合経営からなっています。

令和元年における本圏域の農業産出額は 86億円となっており、県全体の1,995億7千万円のうち4.3%を占めています。また、品目別の農業産出額をみると、米が 18.0%(15億5千万円)、野菜が20.8%(17億9千万円)の2品目で全体の約4割を占めています。

図表 品目別の農業産出額（令和元年）

		飯塚市		嘉麻市		桂川町		圏域合計		福岡県	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
耕種	米	128千万円	31.3%	100千万円	26.3%	27千万円	37.5%	155千万円	18.0%	3,761千万円	18.8%
	麦類	3千万円	0.7%	4千万円	1.1%	1千万円	1.3%	8千万円	0.9%	338千万円	16.9%
	雑穀	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%
	豆類	2千万円	0.4%	1千万円	0.2%	0千万円	0.0%	3千万円	0.3%	153千万円	0.7%
	いも類	1千万円	0.2%	1千万円	0.2%	2千万円	2.7%	4千万円	0.4%	110千万円	0.5%
	野菜	80千万円	19.6%	61千万円	16.1%	38千万円	52.7%	179千万円	20.8%	7,024千万円	35.2%
	果実	40千万円	9.8%	17千万円	4.5%	0千万円	0.0%	57千万円	6.6%	2,387千万円	11.9%
	花き	14千万円	3.4%	×	0.0%	×	0.0%	14千万円	1.6%	1,223千万円	6.1%
	工芸農作物	0千万円	0.0%	1千万円	0.2%	0千万円	0.0%	1千万円	0.1%	263千万円	1.3%
	その他作物	6千万円	1.4%	×	0.0%	×	0.0%	6千万円	0.7%	436千万円	2.1%
小計		272千万円	66.7%	209千万円	55.0%	70千万円	97.2%	551千万円	64.1%	16,255千万円	81.5%
畜産	肉用牛	63千万円	15.4%	38千万円	10.0%	-	0.0%	101千万円	11.7%	660千万円	3.3%
	乳用牛	10千万円	2.4%	44千万円	11.5%	3千万円	2.8%	57千万円	6.6%	1,009千万円	5.1%
	豚	×	0.0%	×	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	375千万円	1.8%
	鶏	52千万円	12.7%	84千万円	22.1%	0千万円	0.0%	136千万円	15.8%	1,377千万円	6.9%
	その他畜産物	×	0.0%	×	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	47千万円	0.2%
小計		136千万円	33.3%	171千万円	45.0%	3千万円	2.8%	310千万円	35.9%	3,592千万円	17.9%
加工農産物		0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	0千万円	0.0%	114千万円	0.6%
総額		408千万円	100.0%	380千万円	100.0%	72千万円	100.0%	860千万円	100.0%	19,957千万円	100.0%

出典：農林水産省「市町村別農業算出額（推計）」

令和2年における本圏域の農業経営体数は 1,909経営体となっており、平成22年と比べて△26.1%（△675経営体）減少しています。

図表 農業経営体数の推移

			2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
	飯塚市	実数	1,347経営体	1,184経営体	1,019経営体
		増減率		△ 12.1%	△ 13.9%
	嘉麻市	実数	1,002経営体	848経営体	674経営体
		増減率		△ 15.4%	△ 20.5%
	桂川町	実数	235経営体	229経営体	216経営体
		増減率		△ 2.6%	△ 5.7%
	圏域合計	実数	2,584経営体	2,261経営体	1,909経営体
		増減率		△ 12.5%	△ 15.6%
	福岡県	実数	43,085経営体	36,032経営体	28,375経営体
		増減率		△ 16.4%	△ 21.3%

出典：農林水産省「農林業センサス」

また、令和2年における本圏域の耕地面積は 3,722haとなっており、平成22年と比べて△7.7%（△309ha）減少しています。また、一定期間耕作を行わない遊休農地等の耕作放棄地が増えています。

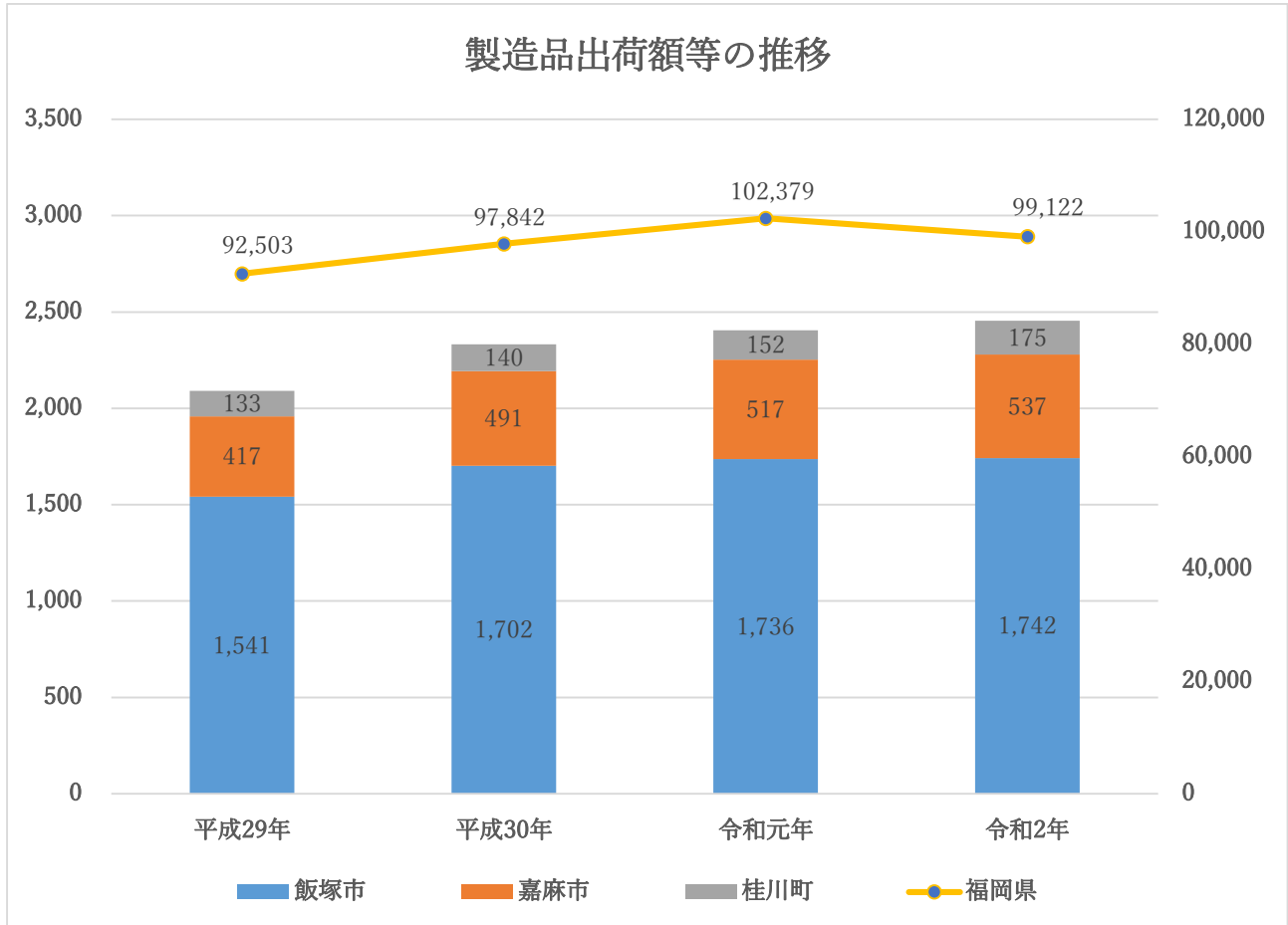
図表 耕地面積の推移

			2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
	飯塚市	実数	2,067ha	1,999ha	1,879ha
		増減率		△ 3.3%	△ 6.0%
	嘉麻市	実数	1,584ha	1,600ha	1,461ha
		増減率		1.0%	△ 8.7%
	桂川町	実数	380ha	400ha	382ha
		増減率		5.3%	△ 4.5%
	圏域合計	実数	4,031ha	3,999ha	3,722ha
		増減率		△ 0.8%	△ 6.9%
	福岡県	実数	67,789ha	68,316ha	61,154ha
		増減率		0.8%	△ 10.5%

出典：農林水産省「農林業センサス」

③製造業の動向

令和2年における本圏域の製造品出荷額等は 2,454億円となっており、平成29年と比べて＋17.4%（＋363億円）増加しています。市町別では、飯塚市は＋13.0%（＋201億円）、嘉麻市は＋28.8%（＋120億円）、桂川町は＋31.6%（＋42億円）となっています。企業誘致の推進は、雇用確保や定住化を図る意味でも重要な課題となっています。

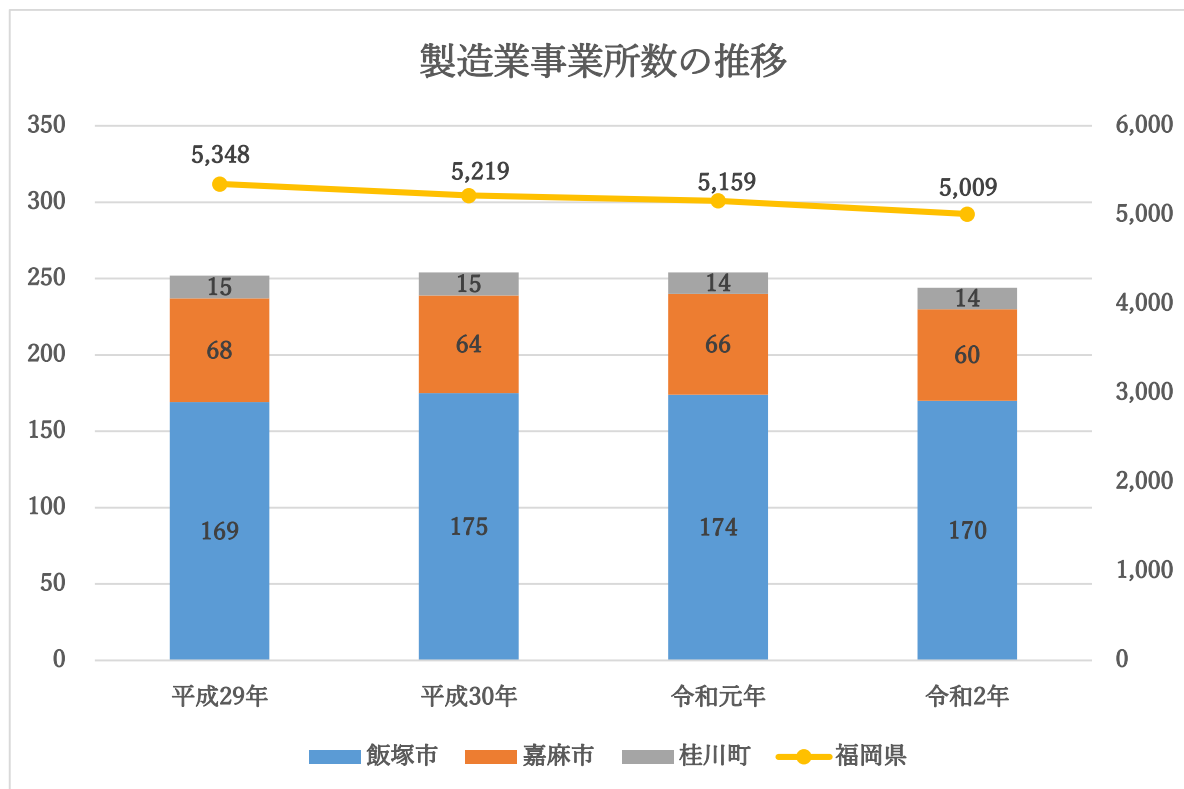


図表 製造品出荷額等の推移

			2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
	飯塚市	実数	1,541億円	1,702億円	1,736億円	1,742億円
		増減率		10.4%	2.0%	0.3%
	嘉麻市	実数	417億円	491億円	517億円	537億円
		増減率		17.7%	5.3%	3.9%
	桂川町	実数	133億円	140億円	152億円	175億円
		増減率		5.3%	8.6%	15.1%
	圏域合計	実数	2,091億円	2,333億円	2,405億円	2,454億円
		増減率		11.6%	3.1%	2.0%
	福岡県	実数	92,503億円	97,842億円	102,379億円	99,122億円
		増減率		5.8%	4.6%	△3.2%

出典：県調査統計課「工業統計調査」

令和2年における本圏域の製造業事業所数は 244事業所となっており、県全体 5,009事業所のうち4.9%を占めています。平成29年に比べて△3.2%(△8事業所)減少しています。

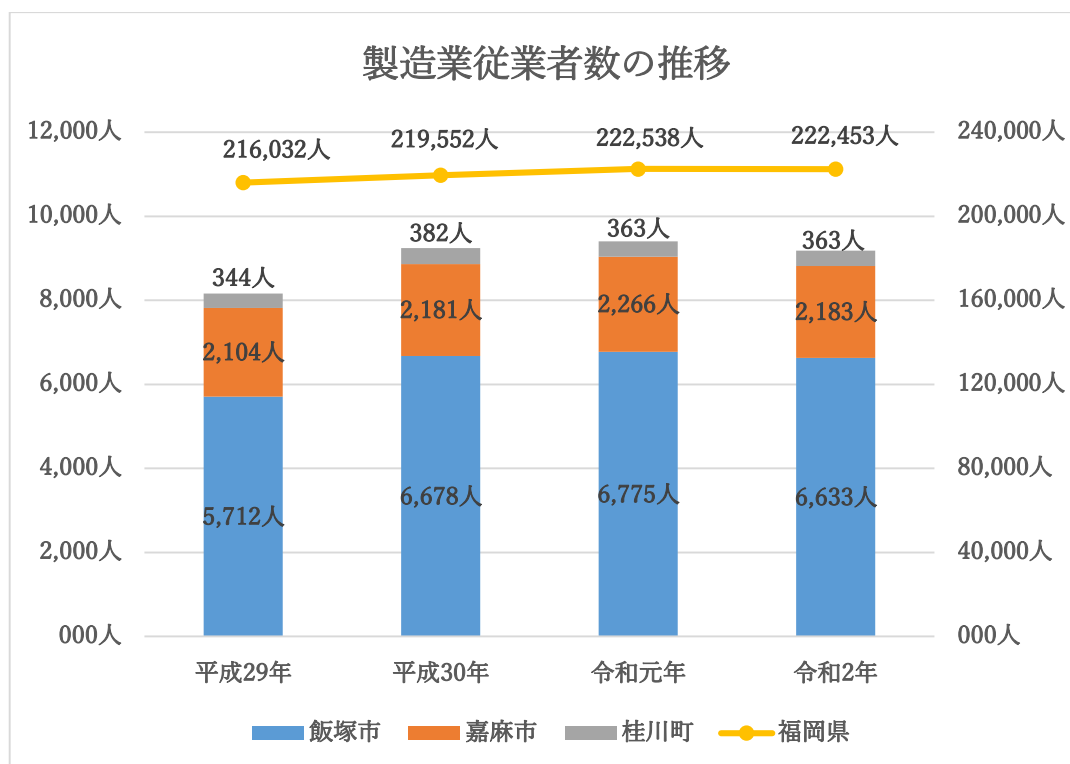


図表 製造業事業所数の推移

			2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
	飯塚市	実数	169事業所	175事業所	174事業所	170事業所
		増減率		3.6%	△0.6%	△2.3%
	嘉麻市	実数	68事業所	64事業所	66事業所	60事業所
		増減率		△5.9%	3.1%	△9.1%
	桂川町	実数	15事業所	15事業所	14事業所	14事業所
		増減率		0.0%	△6.7%	0.0%
	圏域合計	実数	252事業所	254事業所	254事業所	244事業所
		増減率		0.8%	0.0%	△3.9%
福岡県	実数	5,348事業所	5,219事業所	5,159事業所	5,009事業所	
	増減率		△2.4%	△1.1%	△2.9%	

出典：県調査統計課「工業統計調査」

令和2年における本圏域の製造業従業者数は 9,179人となっており、県全体 222,453人のうち 4.1%を占めています。平成29年に比べて+12.5%(+1,019人)増加しています。



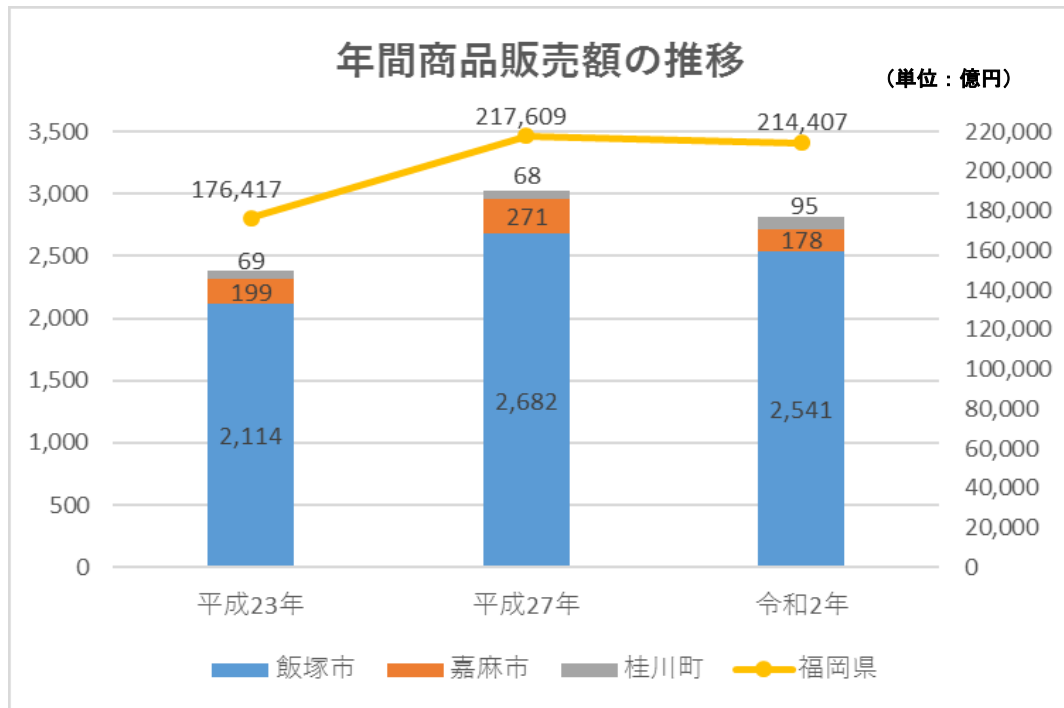
図表 製造業従業者数の推移

			2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)
	飯塚市	実数	5,712人	6,678人	6,775人	6,633人
		増減率		16.9%	1.5%	△2.1%
	嘉麻市	実数	2,104人	2,181人	2,266人	2,183人
		増減率		3.7%	3.9%	△3.7%
	桂川町	実数	344人	382人	363人	363人
		増減率		11.0%	△5.0%	0.0%
	圏域合計	実数	8,160人	9,241人	9,404人	9,179人
		増減率		13.2%	1.8%	△2.4%
福岡県	実数	216,032人	219,552人	222,538人	222,453人	
	増減率		1.6%	1.4%	0.0%	

出典：県調査統計課「工業統計調査」

④商業（卸売業・小売業）の動向

令和2年における本圏域の年間商品販売額は2,814億円となっており、県全体の21兆4,407億円のうち、約1.3%を占めています。



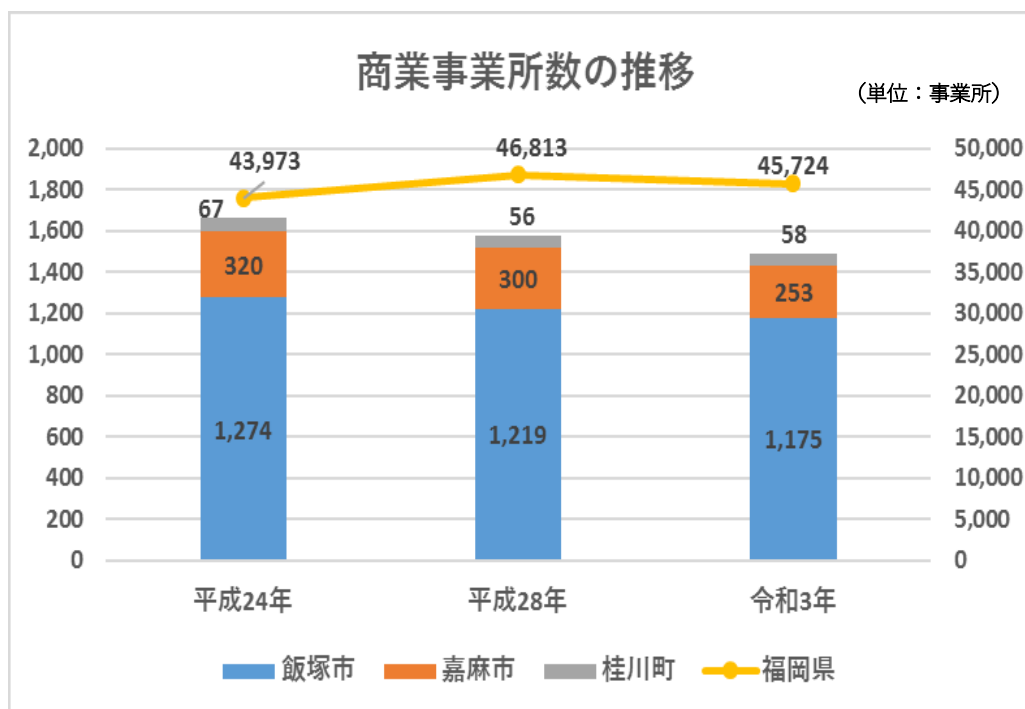
図表 年間商品販売額（卸売業・小売業）の推移

単位：億円

			2011年 (平成23年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
圏域	飯塚市	実 数	2,114	2,682	2,541
		増 減 率		26.9%	△5.3%
	嘉麻市	実 数	199	271	178
		増 減 率		36.2%	△34.3%
	桂川町	実 数	69	68	95
		増 減 率		△1.4%	39.7%
圏域合計	実 数		2,382	3,021	2,814
	増 減 率			26.8%	△6.9%
福岡県	実 数		176,417	217,609	214,407
	増 減 率			23.3%	△1.5%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

令和3年における本圏域の商業事業所数は1,486事業所となっており、県全体45,724事業所のうち、約3.2%を占めています。



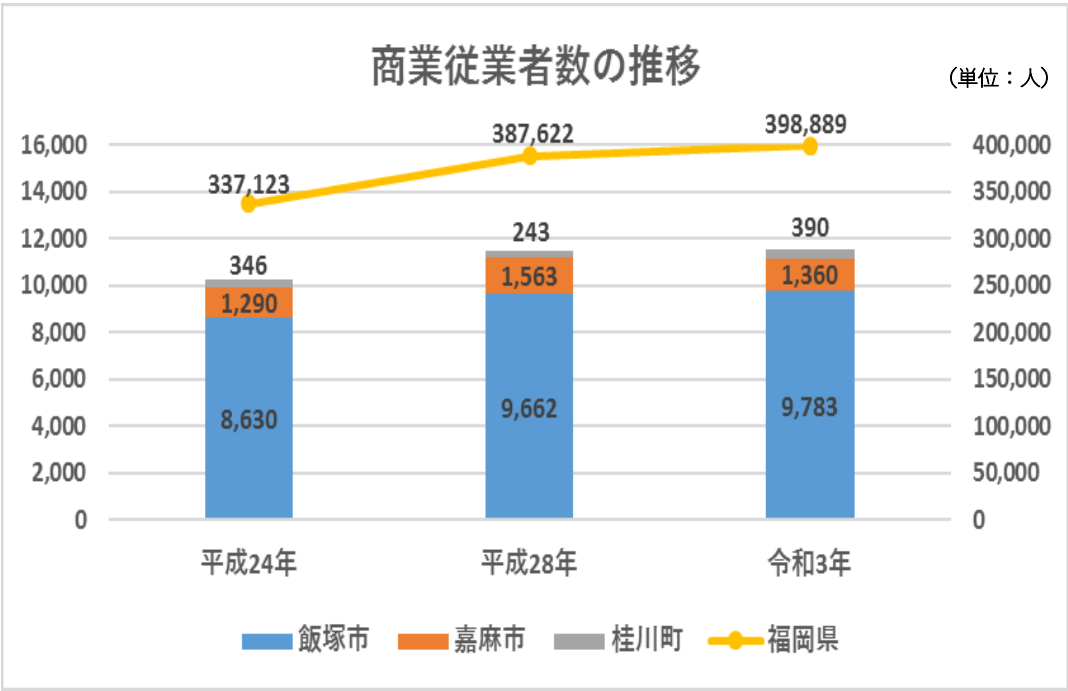
図表 商業（卸売業・小売業）事業所数の推移

			2012年 (平成24年) 2月1日現在	2016年 (平成28年) 6月1日現在	2021年 (令和3年) 6月1日現在
	飯塚市	実 数	1,274	1,219	1,175
		増 減 率		△4.3%	△3.6%
	嘉麻市	実 数	320	300	253
		増 減 率		△6.3%	△15.7%
	桂川町	実 数	67	56	58
		増 減 率		△16.4%	3.6%
圏域合計	実 数	1,661	1,575	1,486	
	増 減 率		△5.2%	△5.7%	
福岡県	実 数	43,973	46,813	45,724	
	増 減 率		6.5%	△2.3%	

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

注) 管理・補助的経済活動のみを行う事業所、卸売の商品販売額（仲立手数料を除く）・小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い法人組織の事業所等は含まない。

令和3年における本圏域の商業従業者数は11,533人となっており、県全体398,889人のうち、約2.9%を占めています。



図表 商業（卸売業・小売業）従業者数の推移 単位：人

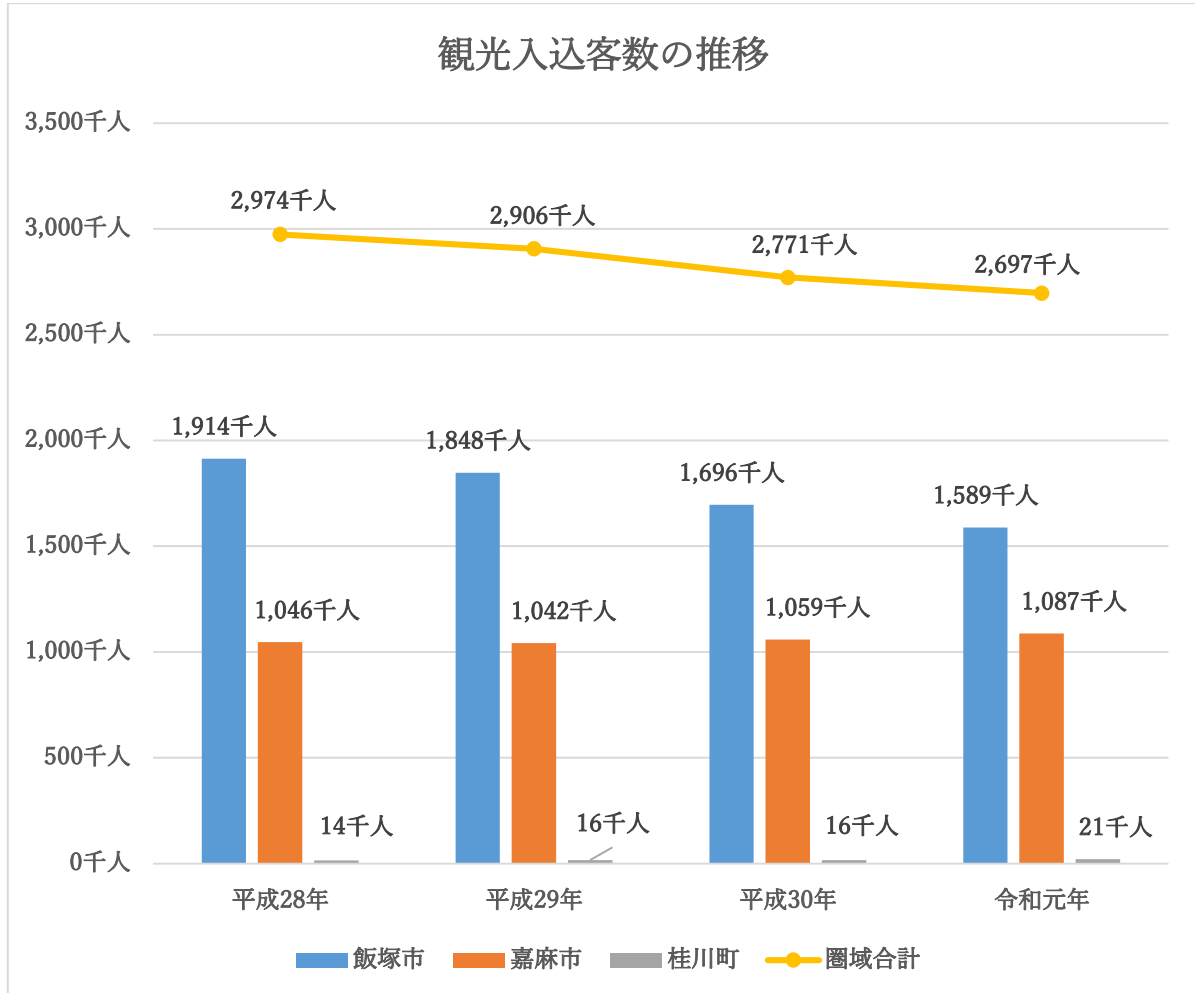
			2012年 (平成24年) 2月1日現在	2016年 (平成28年) 6月1日現在	2021年 (令和3年) 6月1日現在
	飯塚市	実 数	8,630	9,662	9,783
		増 減 率		12.0%	1.3%
	嘉麻市	実 数	1,290	1,563	1,360
		増 減 率		21.2%	△13.0%
	桂川町	実 数	346	243	390
		増 減 率		△29.8%	60.5%
	圏域合計	実 数	10,266	11,468	11,533
		増 減 率		11.7%	0.6%
	福岡県	実 数	337,123	387,622	398,889
		増 減 率		15.0%	2.9%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

注) 従業者数とは「個人業主」「無給家族従業者」「有給役員」及び「常用雇用者」の計であり、「臨時雇用者」は含まない。

⑤観光の動向

令和元年における本圏域の観光入込客数は269.7万人となっており、平成28年に比べて△9.3%（△27.7万人）と減少しています。



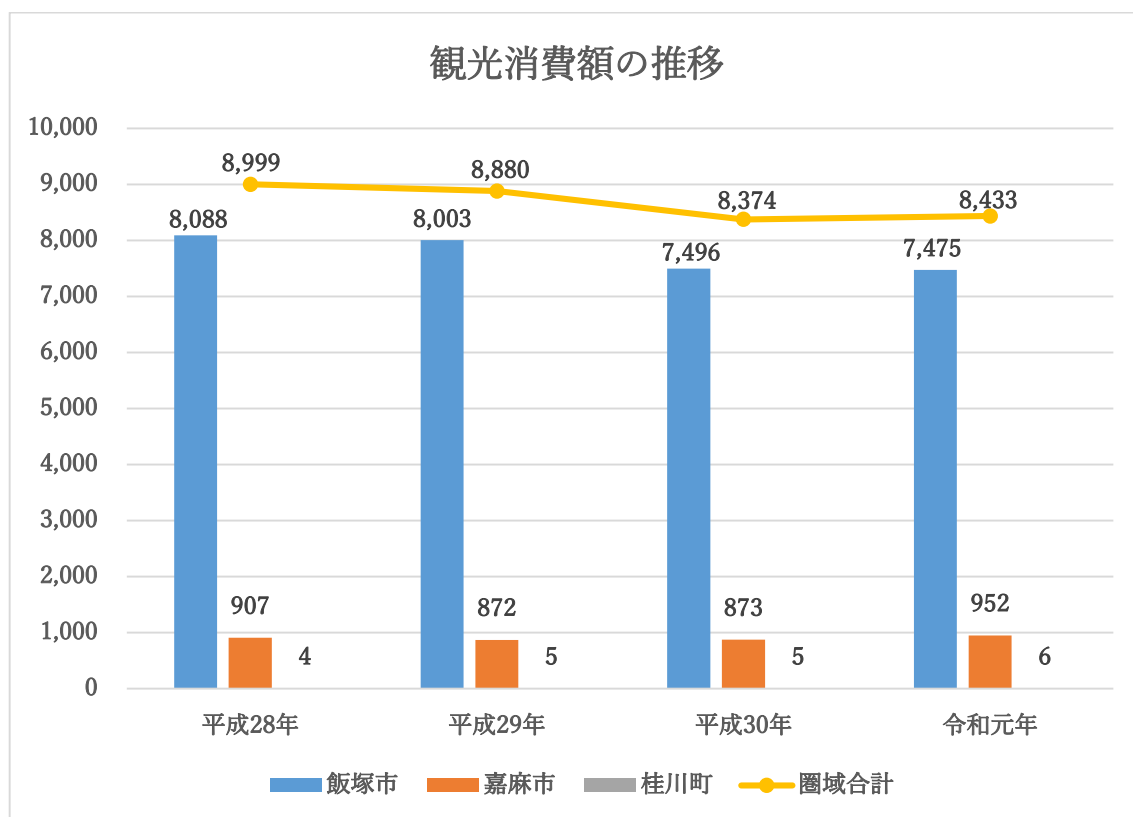
図表 観光入込客数の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
飯塚市	1,914千人	1,848千人	1,696千人	1,589千人
嘉麻市	1,046千人	1,042千人	1,059千人	1,087千人
桂川町	14千人	16千人	16千人	21千人
圏域合計	2,974千人	2,906千人	2,771千人	2,697千人

出典：県観光政策課「観光入込客推計調査」（平成28～29年）

飯塚市商工観光課、嘉麻市産業振興課、桂川町産業振興課（平成30年、令和元年）

また、令和元年における本圏域の観光消費額は84.3億円であり、平成28年に比べて△6.3%（△5.7億円）と減少しています。



図表 観光消費額の推移

	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
飯塚市	8,088百万円	8,003百万円	7,496百万円	7,475百万円
嘉麻市	907百万円	872百万円	873百万円	952百万円
桂川町	4百万円	5百万円	5百万円	6百万円
圏域合計	8,999百万円	8,880百万円	8,374百万円	8,433百万円

出典：県観光政策課「観光入込客推計調査」（平成28～29年）

飯塚市商工観光課、嘉麻市産業振興課、桂川町産業振興課（平成30年、令和元年）

4. 結びつきやネットワーク

(1) 公共交通

本圏域の鉄道網については、北九州圏域及び福岡都市圏を結ぶＪＲ篠栗線とＪＲ筑豊本線を軸に、飯塚市の新飯塚駅と田川市の田川後藤寺駅を結ぶＪＲ後藤寺線、桂川町の桂川駅と筑紫野市の原田駅を結ぶＪＲ原田線（桂川駅－原田駅間の筑豊本線の愛称）の鉄道網が形成されています。

民間路線バスについては、飯塚市と嘉麻市、桂川町方面を結ぶ路線が運行されるとともに、特急バスが福岡市や田川市への移動をカバーしています。

また、全ての市町でコミュニティバスまたは福祉バスを運行しており、スクールバスの一般混乗を行っている路線もあります。さらに、飯塚市及び嘉麻市ではデマンド型交通を運行し、自家用車での移動が困難な交通弱者を対象とした交通サービスの提供を行っています。

今後、高齢化の更なる進展が見込まれる状況においては、日常生活を支える移動手段の確保がますます重要となってきます。こうした背景を踏まえ、鉄道や路線バス、タクシーといった民間公共交通機関に加え、コミュニティバスや福祉バス、デマンド型交通といった各市町が運行する公共交通機関を活用した、圏域全体における効果的・効率的で持続可能な交通ネットワークの再構築が必要であるといえます。

(2) 情報通信インフラ

行政をはじめ、様々な分野において情報通信技術を活用したサービスが広がりを見せ、インターネットが人々の暮らしや産業活動に無くてはならない重要な社会基盤となっています。本圏域においても、災害発生時の通信手段確保等の観点から、公共施設における公衆無線ＬＡＮの整備等を進めてきたところです。

今後も、緊急時には避難所等において住民の安心安全に寄与する重要なインフラとして、平時には情報化社会に対応し住民や企業の利便性を支えながら本圏域の魅力を発信していく重要な手段として、その基盤となる情報通信インフラの整備と利活用を積極的に進めていく必要があります。

第3章 圏域の将来像

（１）地域の魅力を積極的に発信できる圏域をめざします

本圏域は、遠賀川流域を中心に連綿と受け継がれてきた自然、風土、歴史、文化など多様な魅力にあふれた圏域といえます。また、そこに住む人々は、長崎街道などの街道・宿場町として多くの人々の来訪や往来に親身に対応してきた気質、おもてなしの心を持つ情に厚い住民特性を持っています。こういった本圏域の魅力を積極的に発信し、移住・定住に向けた取り組みを推進することで、人口減少を食い止め、次代を担う子どもたちに誇りを持って引き継ぐことができる圏域をめざします。

（２）地域の資源を有効活用し、住民の活力あふれる圏域をめざします

本圏域には、豊富な医療資源、3つの大学(九州工業大学情報工学部・近畿大学産業理工学部・近畿大学九州短期大学)や研究機関等の集積による最先端の技術、全国的にみても居住者数及び居住の割合が高い大学生、お菓子などの食文化、豊かな自然にはぐくまれた良質な農産物など、地域の資源が豊富にあります。この圏域の宝といえる豊かな地域の資源を有効活用し、NPOや祭りの運営組織等に積極的に関わるこころ豊かな住民特性との相乗効果で住民の活力あふれる圏域をめざします。

また、圏域内に設置されている子育て支援施設、教育文化施設、体育施設などの公の施設について、各市町の住民による相互利用を促進する仕組みを構築することによって、社会資源の有効活用を図るとともに、日常生活における利便性の高い、定住に適した圏域をめざします。

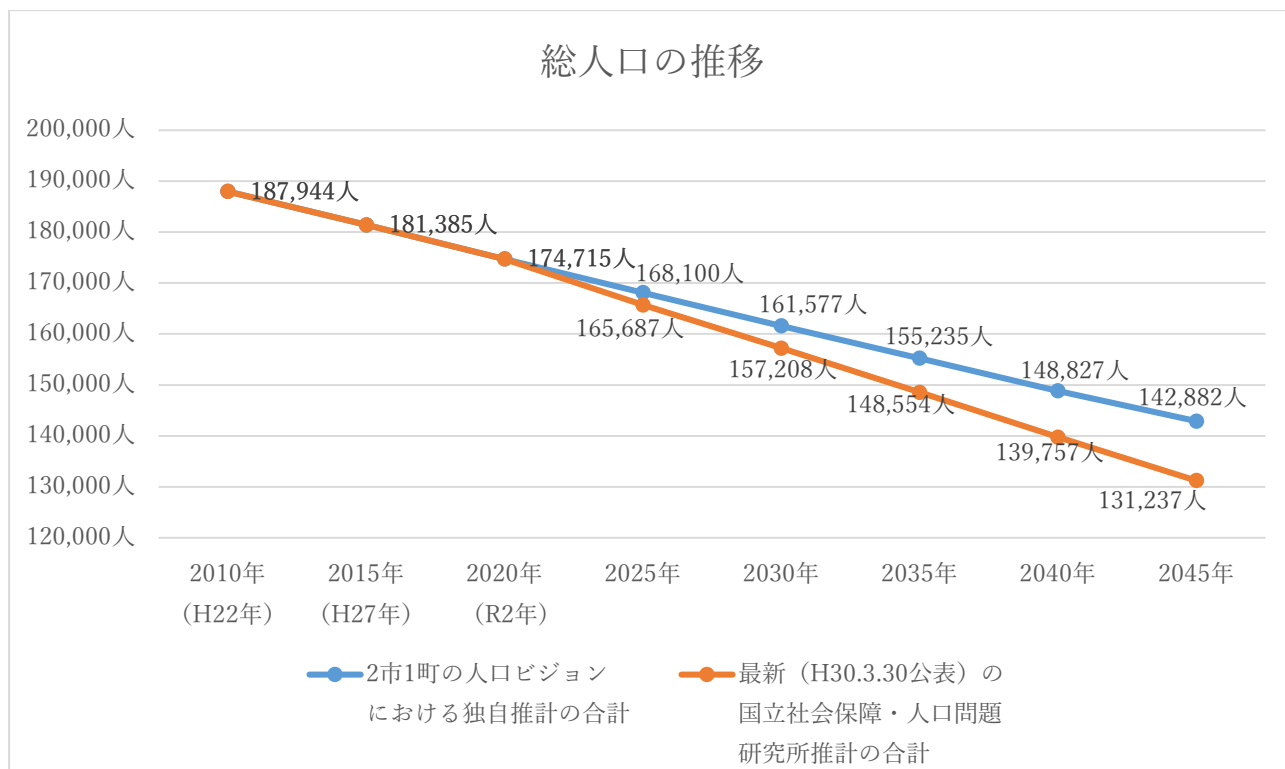
さらに、「人」も貴重な地域の資源であることから、圏域の活性化に向けた人材育成の取り組みを通じて、将来を担う若者が定住し、活躍できる圏域をめざします。

（３）様々な世代の住民が安心して暮らせる圏域をめざします

商店や交通といった生活インフラをはじめ、次代を担う子どもたちに質の高い教育を提供できる教育インフラ、安定した暮らしの基盤となる雇用の場を創出する産業インフラ、高齢者や障がいのある人をケアする福祉インフラなど、圏域内に存在するすべてのインフラ同士の連携を強化することで、子どもから高齢者まで本圏域に居住する様々な世代の住民が安心して暮らせる圏域をめざします。

（４）各市町の人口ビジョン推計以上の人口となる圏域をめざします

各市町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「人口ビジョン」において人口の展望を推計しています。定住自立圏の取組を推進することにより、各市町が人口ビジョンで独自に推計している目標値の合計以上の人口となる圏域をめざします。



図表 総人口の推移 (2市1町の人口ビジョンにおける独自推計)

		実績値			推計値 (参考)				
		2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
飯塚市	実数	131,492人	129,146人	126,364人	123,148人	119,678人	116,241人	112,684人	109,324人
	増減率	△1.4%	△1.8%	△2.2%	△2.6%	△2.9%	△2.9%	△3.1%	△3.0%
嘉麻市	実数	42,589人	38,743人	35,473人	32,115人	29,399人	26,876人	24,484人	22,320人
	増減率	△7.3%	△9.0%	△8.5%	△9.5%	△8.5%	△8.6%	△8.9%	△8.8%
桂川町	実数	13,863人	13,496人	12,878人	12,837人	12,500人	12,118人	11,659人	11,238人
	増減率	△4.6%	△2.6%	△4.6%	△0.3%	△2.6%	△3.1%	△3.8%	△3.6%
圏域合計	実数	187,944人	181,385人	174,715人	168,100人	161,577人	155,235人	148,827人	142,882人
	増減率	△3.0%	△3.5%	△3.7%	△3.8%	△3.9%	△4.0%	△4.1%	△4.0%

出典：実績値～総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

推計値～人口ビジョンにおける2市1町の独自推計目標値(各市町総合戦略より)

図表 総人口の推移 (最新の国立社会保障・人口問題研究所推計 ※平成27年国勢調査に基づく推計)

		実績値			推計値 (参考)				
		2010年 (H22年)	2015年 (H27年)	2020年 (R2)	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
飯塚市	実数	131,492人	129,146人	126,364人	121,922人	117,572人	112,898人	107,987人	103,102人
	増減率	△1.4%	△1.8%	△2.2%	△3.5%	△3.6%	△4.0%	△4.3%	△4.5%
嘉麻市	実数	42,589人	38,743人	35,473人	31,373人	27,898人	24,602人	21,416人	18,457人
	増減率	△7.3%	△9.0%	△8.4%	△11.6%	△11.1%	△11.8%	△13.0%	△13.8%
桂川町	実数	13,863人	13,496人	12,878人	12,392人	11,738人	11,054人	10,354人	9,678人
	増減率	△4.6%	△2.6%	△4.6%	△3.8%	△5.3%	△5.8%	△6.3%	△6.5%
圏域合計	実数	187,944人	181,385人	174,715人	165,687人	157,208人	148,554人	139,757人	131,237人
	増減率	△3.0%	△3.5%	△3.7%	△5.2%	△5.1%	△5.5%	△5.9%	△6.1%

出典：実績値～総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

推計値～国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

(平成30年(2018年)3月30日公表～平成27年国勢調査推計)

第4章 具体的取組

嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン 施策体系	生活機能の強化	(1) 医 療	①夜間急患センターの広域運営
			②在宅当番医制度の維持・確保
			③病院群輪番制事業の広域運営
		(2) 福 祉	④地域包括ケア推進センターの広域運営
			⑤地域活動支援センターの広域運営
			⑥障がい者基幹相談支援センターの広域運営
		(3) 子育て支援	⑦子育て支援センターの相互利用
			⑧病児・病後児保育施設の広域運営
			⑨休日等子育て支援体制の構築
		(4) 教 育	⑩図書館の相互利用
		(5) スポーツ振興	⑪体育施設の相互利用
		(6) 産業振興	⑫地域企業支援と雇用拡大の促進
			⑬産学官連携の促進
		(7) その他	⑭消費生活センターの広域運営
	結びつきやネットワークの強化	(8) 地域公共交通	⑮赤字路線バス運行補助
			⑯地域公共交通連携の促進
		(9) 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進	⑰圏域外からの移住の促進
			⑱地域資源を生かした圏域活性化の促進
			⑲戦略的な広域観光の振興
	圏域マネジメント能力の強化	(10) 消防・防災	⑳防災拠点等への公衆無線LAN環境整備の促進
		(11) 人材育成	㉑圏域市町職員等の交流及び人材育成の促進

1. 生活機能の強化

(1) 医療

①夜間急患センターの広域運営

【事業の概要】

○年間を通じて夜間(平日の19時から21時まで、それ以外の日の18時から22時まで)に軽症者のための救急医療を担当する第一次救急医療施設として飯塚急患センターを設置、運営することにより地域で診療の空白時間が生じないように努め、第二次、第三次救急医療施設と連携しながら圏域の救急医療体制を維持する。

【地域間の役割分担 甲(中心市の役割)】

- 圏域を管轄する飯塚医師会が入居する施設内に飯塚急患センターを設置し、飯塚医師会に夜間急患センター事業の運営を委託する。
- 飯塚医師会と連携して施設の適正な維持管理を行う。
- 広報誌やホームページを通じて夜間急患センター事業について圏域住民に広く周知する。

【地域間の役割分担 乙(連携市町の役割)】

- 診療報酬によって賄われる部分を除き、事業運営及び施設管理に必要な経費について、患者数の割合に応じて経費を負担する。
- 広報誌やホームページを通じて夜間急患センター事業について圏域住民に広く周知する。

【期待できる連携効果】

- 急患センターを広域的に運営することにより、設備投資や運営費用の重複を防ぐとともに、人材確保や複数の診療科目(内科・小児科)の維持が可能となる。

【連携における課題】

- 急患センター事業に関する圏域住民の認知度向上
- 現在の診療科目(内科・小児科)担当医師の安定的な確保
- 診療時間の延長

【成果指標(KPI)】

- 受診者数(単位:人)

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

【2市1町合計 事業費見込(単位:千円)】

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
予算	84,426	84,426	84,426	84,426	84,426

②在宅当番医制度の維持・確保

【事業の概要】

○年間を通じて休日の昼間に軽症者のための救急医療を担当する第一次救急医療施設として在宅当番医を指定し、地域で診療の空白時間が生じないように努め、第二次、第三次救急医療施設と連携しながら圏域の救急医療体制を維持する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に休日の昼間に第一次救急医療施設として活動する在宅当番医制度の運営を委託する。

○広報誌やホームページを通じて、在宅当番医制度について圏域住民に広く周知する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○在宅当番医制度の運営に要する経費を、人口の市町別割合に応じて負担する。

○広報誌やホームページを通じて、在宅当番医事業について圏域住民に広く周知する。

【期待できる連携効果】

○在宅当番医制度を広域的に運営することにより、圏域全体で休日の昼間に受診可能な医療機関を確保し、住民の利便性向上を図ることができる。

【連携における課題】

○目的が類似する病院群輪番制事業及び急患センター事業も含めた総合的な運営方式の検討

○急患センターの診療時間の拡大(休日の昼間)による在宅当番医の負担軽減に関する検討

【成果指標(KPI)】

○当番日に開院する医療機関の数（単位：医院）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	365	370	370	375	365

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	4,863	4,863	4,863	4,863	4,863

③病院群輪番制事業の広域運営

【事業の概要】

○年間を通じて休日・夜間に重症者のための救急医療を担当する第二次救急医療施設として輪番制方式により病院を指定し、地域で診療の空白時間が生じないよう運営することにより、第一次、第三次救急医療施設と連携しながら圏域の救急医療体制を維持する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に、休日・夜間に第二次救急医療施設として活動する病院を確保する「病院群輪番制度」を運営するための補助金を交付する（補助金の総額を2市1町の人口割合で按分し、市町ごとに補助金を交付）。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○圏域を管轄する飯塚医師会に、休日・夜間に第二次救急医療施設として活動する病院を確保する「病院群輪番制度」を運営するための補助金を交付する。

【期待できる連携効果】

○第二次救急医療施設を広域的に輪番制で確保することにより、救急指定病院（飯塚病院）や第一次救急医療施設で受け入れられない患者を受け入れることができる。

【連携における課題】

○目的が類似する病院群輪番制事業及び急患センター事業も含めた総合的な運営方式の検討

【成果指標(KPI)】

○輪番病院に搬送された患者数（単位：人）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	200	200	200	200	200

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	15, 523	15, 523	15, 523	15, 523	15, 523

(2) 福祉

④地域包括ケア推進センターの広域運営

【事業の概要】

○圏域の住民を対象として、圏域全体をカバーする二次医療圏域(飯塚市・嘉麻市・桂川町)で地域包括ケア推進センター(飯塚医師会に委託)を運営し、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療と介護の連携体制の充実を推進する。

【地域間の役割分担 甲(中心市の役割)】

○地域包括ケア推進センターを設置し、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築する。
乙と連携して「飯塚地域在宅医療・介護連携推進会議」や「5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会」等を通して、地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療と介護の連携体制の充実を推進する。

【地域間の役割分担 乙(連携市町の役割)】

○甲及び地域包括ケア推進センターと連携し、「飯塚地域在宅医療・介護連携推進会議」や「5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会」等を通して、地域包括ケアシステムの構築をめざし、在宅医療と介護の連携体制の充実を推進する。

【期待できる連携効果】

○圏域にある医療機関や様々な職種の専門家、相談機関のスケールメリットを生かすことで、医療と介護を広域的にサポートすることができるようになり、地域包括ケアシステムにおける在宅医療と介護の連携体制の充実を効果的、効率的に推進することが可能となる。

【連携における課題】

- 在宅医療と介護の連携体制の充実に向けた効果的な事業運営の検討
- 圏域住民への周知・啓発のための効果的な配布物等の作成に向けた検討

【成果指標(KPI)】

○5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会年間延べ参加者数(単位:人)

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

○多職種連携研修会及び市民公開講座延べ参加者数(単位:人)

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	900	900	900	900	900

【2市1町合計 事業費見込(単位:千円)】

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
予算	12,609	12,609	12,609	12,609	12,609

⑤地域活動支援センターの広域運営

【事業の概要】

- 地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会の交流の促進等の機会を提供し、圏域内の障がい者等の地域生活支援を促進する。
- 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発等の事業を実施する。

【地域間の役割分担 甲(中心市の役割)】

- 地域活動支援センターの設置と事業運営に関する各種調整を行うとともに、乙及び障がい者基幹相談支援センターと連携しながらセンター機能の充実強化に取り組む。
- 地域活動支援センター及びセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【地域間の役割分担 乙(連携市町の役割)】

- 甲及び障がい者基幹相談支援センターと連携しながらセンター機能の充実強化に取り組む。
- 地域活動支援センター及びセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【期待できる連携効果】

- 圏域の関係機関や民間団体等との連携等を強化することができるため、様々なニーズに対応することが可能となり、支援体制の充実を図ることができる。

【連携における課題】

- センターの機能や活動の充実に関する検討

【成果指標(KPI)】

- 年間延べ利用者数(単位:人)

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	2,712	2,712	2,712	2,712	2,712

【2市1町合計 事業費見込(単位:千円)】

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
予算	12,797	12,797	12,797	12,797	12,797

⑥障がい者基幹相談支援センターの広域運営

【事業の概要】

- 圏域における障がい者・障がい児及びその家族等の相談支援の拠点として、専門職員を配置し、あらゆる障がいに対する総合的な相談業務を行う。
- 利用者の地域移行や地域定着のために入所施設等への働きかけを行い、地域の体制整備に係るコーディネートや支援体制強化のための事業所に対する支援業務等を行う。
- 障がい者虐待防止センターとしての機能を兼ねることで、成年後見制度利用支援事業や虐待防止支援事業、啓発活動等を実施する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 障がい者基幹相談支援センターの設置と事業運営に関する各種調整を行うとともに、乙と連携し、自立支援ネットワーク会議や専門部会を設置し、圏域における障がい者・障がい児及びその家族等が抱える課題の解決に取り組む。
- 障がい者基幹相談支援センター及びセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 甲と連携し、自立支援ネットワーク会議や専門部会に参画し、圏域における障がい者・障がい児及びその家族等が抱える課題の解決に取り組む。
- 障がい者基幹相談支援センターやセンターが実施する事業の周知に努め、センターの利活用を推進する。

【期待できる連携効果】

- 圏域の関係機関や民間団体等との連携等を強化することができるため、多くのケースに対応することが可能となり、支援体制の充実を図ることができる。
- 圏域内において支援事業を行っている事業者との連携を強化することができるため、効果的に自立支援業務を行うことができる。

【連携における課題】

- センターの機能や活動の充実に関する検討

【成果指標(KPI)】

- 相談・支援件数（単位：件）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	13,750	13,750	13,750	13,750	13,750

- 虐待認定事案に関する支援件数（単位：件）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	148	148	148	148	148

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
予算	71,254	71,254	71,254	71,254	71,254

(3) 子育て支援

⑦子育て支援センターの相互利用

【事業の概要】

- 圏域住民が子育て支援センターを自由に利活用できる体制を維持し、子育て世帯の交流促進、相談支援等のサービスを提供する。
- 子育てに係る情報発信を強化し、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援や、子どもたちが健やかに育つ環境の整備を推進する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 圏域住民が円滑に圏域内の子育て支援センターを自由に利活用できるように、乙と連携して施設案内やイベント情報等を共有し発信する。
- 子育て支援に関する圏域全体での合同イベント等の企画立案を主導し、乙と連携して子育て支援センターの利活用を推進し、子育てしやすい地域となるよう支援体制の強化を図る。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 圏域住民が円滑に圏域内の子育て支援センターを自由に利活用できるように、甲と連携して施設案内やイベント情報等を共有し発信する。
- 子育て支援に関する圏域全体での合同イベント等に参画し、甲と連携して子育て支援センターの利活用を推進し、子育てしやすい地域となるよう支援体制の強化を図る。

【期待できる連携効果】

- 利用できる施設やイベント情報等を共有し、積極的に提供することで、圏域住民の交流を促進することができる。
- 相談業務を圏域全体で対応することが可能となり、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援強化を図ることができる。
- これらの子育て支援体制の充実により、子育てしやすい地域であることを圏域内外にアピールすることができ、移住・定住を促進することができる。

【連携における課題】

- 運営管理者間の情報共有などを推進する仕組みの検討（施設によって運営方式が異なるため）
- 利用者の利便性向上に向けた協議（施設によって開所時間や開所日の違いがあるため）
- 施設の相互利活用を積極的に推進することによる利用者増への対応策の検討
- 相談業務における対応が困難な相談に対する情報共有等に関する方法の検討

【成果指標(KPI)】

- センター延べ利用者数（単位：人）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	51,300	51,300	51,300	51,300	51,300

- 合同イベント等延べ参加者数（単位：人）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	280	280	280	280	280

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	93, 329	93, 329	93, 329	93, 329	93, 329

⑧病児・病後児保育施設の広域運営

【事業の概要】

○当面症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない、または病気回復期であって入院治療等を要しないが安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な生後2月から小学6年生までの児童について、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難な場合に、専門の施設において一時的に預かり、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援を行う。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○圏域住民を対象とした病児病後児保育を実施する専門施設を新たに設置するための取り組みを主導し、乙と連携して病児病後児保育体制の充実を図る。
○事業の周知や利用者のマナー向上などに向けた広報等を強化し、事業が円滑に実施されるよう努める。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○圏域住民を対象とした病児病後児保育を実施する専門施設を新たに設置するための取り組みを実施し、甲と連携して病児病後児保育体制の充実を図る。
○事業の周知や利用者のマナー向上などに向けた広報等を強化し、事業が円滑に実施されるよう努める。

【期待できる連携効果】

○子育て中の圏域住民が利用できる施設が増加することで子育て支援体制の強化を図ることができる。
○子育て支援体制の充実により子どもを育てやすい地域であることを圏域内外にアピールすることができ、移住・定住を促進することができる。

【連携における課題】

○圏域全体から利用しやすい地域での事業実施の検討
○新たな実施施設の確保（事業を受託する医療機関が少ないため）
○委託先の選定及び委託料等の事業費算定における協議

【成果指標(KPI)】

○施設数（単位：施設）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	2	2	2	2	2

○延べ利用登録者数（単位：人）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	459	459	459	459	459

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
予算	11,981	11,981	11,981	11,981	11,981

⑨休日等子育て支援体制の構築

【事業の概要】

○小学1年生から6年生までの児童について、日曜・祝日等（お盆・年末年始を除く）に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難な場合に、児童センターで預かり、子育て中の保護者の負担軽減を図るための支援を行う。

○利用の際には事前の登録及び予約が必要で、利用時間に応じ利用料の自己負担がある。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○圏域住民の子育てを支援する休日子育て支援施設の設置と事業運営を企画し、圏域住民の利用促進に向けた情報発信等を行い、乙と連携して当該施設の広域利用を推進する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○甲が企画する休日子育て支援の事業について、圏域住民の利用促進に向けた情報発信等を行い、甲と連携して当該施設の広域利用を推進する。

【期待できる連携効果】

○仕事や冠婚葬祭等の理由で児童の休日預かりを必要としている圏域住民に対して、ニーズに即した子育て支援サービスを提供できる。

【連携における課題】

○現在実施している施設の変更等、圏域全体から利用しやすい環境にするための検討

○利用者増加に伴う保育士確保の対応等、今後の事業運営の見直しについての協議

【成果指標(KPI)】

○登録者数（単位：人）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	17	17	17	17	17

○利用者数（単位：人）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	45	45	45	45	45

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
予算	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

(4) 教育

⑩図書館の相互利用

【事業の概要】

- 図書館における資料等の貸出しについては市町在住及び勤務者等に行っているが、圏域住民の図書館利用を促進するため、圏域住民が自由に利用できる図書館となるよう環境整備を実施する。
- 情報発信機能や生涯学習支援の機能を充実させ、にぎわい創出や地域の課題解決を支援することで、地域の活性化に寄与する施設となるよう取組みを強化する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 乙と連携して、圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるための環境整備を主導する。
- 施設のPRや行事等の情報発信を実施するとともに乙と合同で事業を企画するなど、減少傾向にある図書館利用を圏域全体で促進するための取組みを推進する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 甲と連携して、圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるための環境整備を実施する。
- 施設のPRや行事等の情報発信を実施するとともに甲と合同で事業を企画するなど、減少傾向にある図書館利用を圏域全体で促進するための取組みを推進する。

【期待できる連携効果】

- 圏域住民が圏域内の図書館を自由に利用できるようになり、圏域住民の利便性が向上するとともに、図書館利用が増えることで図書館の持つ情報発信機能や生涯学習支援機能が有効に活用され、地域の活性化に寄与することが期待できる。

【連携における課題】

- 住民の圏域内図書館利用促進につながるような連携事業の検討

【成果指標(KPI)】

- 利用者数（単位：人）

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	163,400	176,800	190,200	203,600	217,000

- 貸出資料数（単位：点）

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	703,000	746,000	789,000	832,000	875,000

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
予算	401,410	401,410	401,410	401,410	401,410

(5) スポーツ振興

⑪ 体育施設の相互利用

【事業の概要】

○圏域内の体育施設について、各市町の住民が相互に、より利用しやすくなる仕組みを構築する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○乙と連携し、圏域住民が圏域内の体育施設を在住（または通勤・通学）する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、圏域住民が圏域内の体育施設を在住（または通勤・通学）する市町の枠を越えて利用しやすくなる仕組みづくりに関する協議・調整を行う。

【期待できる連携効果】

- 体育施設利用者にとっての利便性向上が期待できる。
- 体育施設の利用促進を通じて、圏域のスポーツ振興が期待できる。

【連携における課題】

- 施設の使用料に関する検討
- 予約受付の時期や方法の統一的な取扱いに関する検討
- 施設利用の情報発信（空き状況等）に関する検討

【成果指標(KPI)】

○連携に係る担当省会議の開催回数（単位：回）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	6	6	6	6	6

【2市合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	—	—	—	—	—

※具体的な事業費の積算ができないため、「—」と表示しています。

(6) 産業振興

⑫地域企業支援と雇用拡大の促進

【事業の概要】

- 嘉飯桂産業振興協議会の活動支援を通して地域産業の高度化・情報化・活性化の促進を図り、地域企業支援を推進する。
- 圏域内の中小企業の魅力を発信する広報誌の製作及び配付を通して、イメージアップを図るとともに、合同会社説明会とフォローアップ事業を実施し、企業と求職者のマッチングを図ることで圏域内外からの雇用拡大を促進する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 乙と連携し、圏域内産業の高度化・情報化・活性化に向けた取組みを行う嘉飯桂産業振興協議会の活動を支援するとともに、合同会社説明会等の企画立案を主導し、地域企業の活動や人材確保を支援する事業等を実施することで、地域経済の活性化と雇用拡大を図る。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 甲と連携し、圏域内産業の高度化・情報化・活性化に向けた取組みを行う嘉飯桂産業振興協議会の活動を支援するとともに、合同会社説明会等に参画し、地域企業の活動や人材確保を支援する事業等を実施することで、地域経済の活性化と雇用拡大を図る。

【期待できる連携効果】

- 嘉飯桂産業振興協議会の取組みを強化することで、人材育成や会員間交流、情報収集等を効果的に実施することができ、ビジネスチャンスを生み出すネットワークづくりの促進や新規事業の創出による地域経済の活性化が図られる。
- 圏域内の多種多様な企業と求職者とのマッチング活動を効果的に行うことができ、移住・定住を促進することができる。

【連携における課題】

- 嘉飯桂産業振興協議会に加入する企業数を増やすための活動の検討
- 合同会社説明会の参加企業数を増やすための新たな取組み等の検討

【成果指標(KPI)】

- 嘉飯桂産業振興協議会の事業への延べ参加者数（単位：人）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	350	350	350	350	350

- 嘉飯桂産業振興協議会会員企業への圏域内住民就職者数（単位：人）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	660	670	680	690	700

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
予算	3,269	3,269	3,269	3,269	3,269

⑬産学官連携の促進

【事業の概要】

- 圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）と連携し、様々な調査研究や事業を行うことにより、多分野において新産業の創出を推進するとともに、全国的にみても居住者数及び居住の割合が高い大学生を活かし、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等に大学生等を参画させ、圏域の活性化を推進する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）が保有する知的資産を活用した連携事業の企画立案を主導する。
- 乙と連携し、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等を合同で開催する。さらに、教育機関とのネットワークを形成し、そのネットワークを活用した大学生等の交流事業への参画を主導することにより、圏域の活性化を推進する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 圏域内に立地する企業や教育機関（高校や大学）が保有する知的資産を活用した連携事業の企画立案に参画する。
- 甲と連携し、圏域内の地域や住民を対象とした交流事業等を合同で開催する。さらに、教育機関とのネットワークを活用した大学生等の交流事業への参画を主導することにより、圏域の活性化を推進する。

【期待できる連携効果】

- 従来個々に取り組んでいた調査研究等が、圏域全体で一体的な取り組みとなり、事業の成果を圏域に波及させることができ、新産業の創出やビジネスモデル確立の可能性も高まる。
- 圏域の重要な資源である大学生が活躍できる場を拡大することができ、圏域の活性化を図ることができる。

【連携における課題】

- 大学との情報交換やネットワークの強化を通じた、圏域住民や圏域企業との交流等を行うための仕組みの構築

【成果指標(KPI)】

○連携事業数（単位：件）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	35	35	35	35	35

○連携事業延べ参加者数（単位：人）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	980	980	980	980	980

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	6, 640	6, 640	6, 640	6, 640	6, 640

(7) その他

⑭消費生活センターの広域運営

【事業の概要】

- 圏域の住民や在勤者を対象に、事業者との間に生じた契約トラブル等の消費生活に関する苦情や相談に対応する。
- 消費生活に関する啓発や情報提供を行い、圏域住民の消費生活の安定及び向上を推進する。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 専門的な知識や経験等を有する消費生活相談員等が常駐する消費生活センターを設置し、相談業務や消費者啓発活動等を実施するとともに、乙と連携して圏域で行われるイベント参加や合同イベントの企画を主導し、圏域住民の消費生活の安定及び向上を推進する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 甲や消費生活センターと連携し、相談業務や消費者啓発活動等を実施するとともに、甲と連携して圏域で行われるイベント参加や合同イベントの企画を主導し、圏域住民の消費生活の安定及び向上を推進する。

【期待できる連携効果】

- 各市町で専門的な知識・経験等を有する相談員を確保する必要がなくなり、個別設置した際の相談件数のばらつきなどを気にすることなく、効率的に相談業務を実施することができる。
- センターが設置されていない自治体ならば埋もれてしまうような相談事案への対応が期待できる。

【連携における課題】

- センターに関する周知・広報
- 2市1町による事業費負担割合の検討

【成果指標(KPI)】

- 延べ相談者数（単位：人）

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

- 講座開催数（単位：回）

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	24	24	24	24	24

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
予算	14,409	14,551	14,551	16,965	16,965

2. 結びつきやネットワークの強化

(8) 地域公共交通

⑮赤字路線バス運行補助

【事業の概要】

○通勤・通学を含む日常生活における移動の手段として必要な、市町をまたぐバス路線について、関係機関と連絡調整のうえ適切に赤字補填等の方策を講じ、当該バス路線の維持を図る。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○乙及び関係各機関と連絡調整を図りながら、バス路線に対する赤字補填等の方策を講じ、当該バス路線の維持を図る。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○甲及び関係各機関と連絡調整を図りながら、バス路線に対する赤字補填等の方策を講じ、当該バス路線の維持を図る。

【期待できる連携効果】

○バス路線を維持することによって圏域内外に住む人々の移動手段を確保することができ、圏域における交流人口の増加が期待できる。

【連携における課題】

○対象バス路線の利用促進策の検討

【成果指標(KPI)】

○赤字バス路線の便数(片道) (単位：便)

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	16	16	16	16	16

【2市1町合計 事業費見込 (単位：千円)】

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
予算	9,740	9,740	9,740	9,740	9,740

⑯地域公共交通連携の促進

【事業の概要】

- 圏域内の買い物や通院等の利便性向上をめざすため、コミュニティ交通の相互乗入、共同利用について体系の構築を図る。
- 圏域内を運行する民間交通事業者との適切な役割分担のもと、持続可能な公共交通網の形成を図る。
- 交通結節点の設置及び機能強化を図るとともに、公共交通機関利用促進のための啓発活動を行う。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 乙及び関係機関との連絡調整及び協議を行い、利便性向上及び利用促進を図るための連携方法及び整備方法を明記した連携計画を策定する。
- 策定した計画を推進する事業を実施し、公共交通ネットワークを強化する。加えて関係機関と連携し、公共交通機関利用促進のための啓発活動を行う。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 甲及び関係機関と協議を行い、利便性向上及び利用促進を図るための連携方法及び整備方法を明記した連携計画を策定する。
- 策定した計画を推進する事業を実施し、公共交通ネットワークを強化する。加えて関係機関と連携し、公共交通機関利用促進のための啓発活動を行う。

【期待できる連携効果】

- 公共交通に関し、住民生活の利便性向上及び利用促進が図られ、持続可能な交通ネットワークの確保に繋がる。

【連携における課題】

- 民間交通事業者との適切な役割分担に基づく効果的・効率的な連携
- 各自治体が運営しているコミュニティ交通施策との整合性の確保

【成果指標(KPI)】

- 連携に係る担当者会議（単位：回）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	6	6	6	6	6

- 圏域内の乗換ポイントにおける発着便数（単位：便）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	79	79	79	79	79

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	—	—	—	—	—

※具体的な事業費の積算ができないため、「—」表示としています。

(9) 圏域内外の人の交流と移住・定住の促進

⑰圏域外からの移住の促進

【事業の概要】

- 圏域の活性化を図るため、人口の社会減を増加に転じさせる移住促進施策を推進する。
- 圏域に関する情報発信、相談受付、体験、各種助成制度の活用など、移住・定住促進策を段階別に整理し、関係機関と連携して体系的に実施する。
- 子育て環境（保育環境・教育環境など）の充実、働く場所の確保（企業誘致など）、U I J ターン促進のためのP R活動など様々な取組みを推進し、圏域外からの移住の促進を図る。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 乙と連携し、現在取り組んでいる様々な移住促進施策を推進する。また、移住施策に特化したホームページ等を活用し、積極的な情報発信を実施する。
- 首都圏等で行われるU I J ターン促進のためのP R活動やオンラインによる移住相談会等を乙と連携して合同で実施し、圏域外からの移住の促進を図る。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 甲と連携し、現在取り組んでいる様々な移住促進事業を推進する。
- 首都圏等で行われるU I J ターン促進のためのP R活動やオンラインによる移住相談会等を甲と連携して合同で実施し、圏域外からの移住の促進を図る。

【期待できる連携効果】

- 各種P R活動等を合同で行うことで、事務の効率化を図ることができる。
- 事務の効率化により、移住希望者へのアプローチ機会の増や情報発信力の向上が可能となり、圏域外からの移住の促進を図ることができる。

【連携における課題】

- 2市1町の移住・定住ホームページの活用・改善に関する検討
- 新しい生活スタイルに適応したP R手法の検討

【成果指標(KPI)】

- 合同P R活動の実施回数（単位：回）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	3	4	4	5	5

- 合同P R活動における延べ参加者数（単位：人）

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
目標	50	60	60	70	70

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5(2023)	令和 6(2024)	令和 7(2025)	令和 8(2026)	令和 9(2027)
予算	1,678	1,678	1,678	1,678	1,678

⑮地域資源を生かした圏域活性化の促進

【事業の概要】

- 関係機関と連携し、食、文化、スポーツ大会、イベント等の地域資源に関する情報発信を積極的に行うとともに、圏域のイメージアップ戦略を展開する。これにより、交流人口を拡大して圏域全体を活性化し、圏域外からの移住促進に繋げる。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

- 関係機関及び乙と連携し、地域資源をPRするための合同イベント等を企画し実施する。
- 乙と連携し、様々な手法により地域資源をPRすることで圏域のイメージアップを推進するとともに、圏域全体の交流人口を増加させる。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

- 関係機関及び甲と連携し、地域資源をPRするための合同イベント等を企画し実施する。
- 甲と連携し、様々な手法により地域資源をPRすることで圏域のイメージアップを推進するとともに、圏域全体の交流人口を増加させる。

【期待できる連携効果】

- 地域資源の積極的なPRとイメージアップ戦略との相乗効果により、圏域の活性化や圏域外からの移住促進を図ることができる。

【連携における課題】

- 新しい生活スタイルに適応したPR手法の検討

【成果指標(KPI)】

- 地域資源に関するPR実施回数（単位：回）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	3	4	4	5	5

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	4,219	4,219	4,219	4,219	4,219

⑱戦略的な広域観光の振興

【事業の概要】

○2市1町と観光協会が連携して構築してきた広域観光ルートを紹介する動画を作製し、国内外の観光客・旅行会社等へのPR活動を行うことにより、インバウンド観光の推進等、圏域外からの誘客促進に取組み、地域経済の活性化をめざす。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○乙と連携し、広域観光における観光担当職員や観光協会等職員の誘客のためのスキルの向上を図るとともに、圏域の広域観光ルートに関する広報を強化する。
○観光協会等関係団体の支援を実施し、圏域への誘客推進による交流人口の増加を図る。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、広域観光における観光担当職員や観光協会等職員の誘客のためのスキルの向上を図るとともに、圏域の広域観光ルートに関する広報を強化する。
○観光協会等関係団体の支援を実施し、圏域への誘客推進による交流人口の増加を図る。

【期待できる連携効果】

○2市1町での広域観光の推進に取り組むことにより、圏域内外の観光客や旅行会社等に地域の魅力を認知してもらう好機となり、今後の交流人口の増加が期待できる。

【連携における課題】

○2市1町、観光協会同士の連携、観光協会の企画・立案力の向上
○観光素材の見直し
○旅行会社へのセールス活動のノウハウ

【成果指標(KPI)】

○広域観光ルートの紹介動画作製本数（単位：本）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	2	2	2	2	2

○旅行会社等へのセールス活動回数（単位：回）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	50	50	50	50	50

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	4,295	4,295	4,295	4,295	4,295

(10) 消防・防災

⑳防災拠点等への公衆無線LAN環境整備の促進

【事業の概要】

○圏域内の災害時指定緊急避難場所及び指定避難所に公衆無線LANを利用できる環境を整備し、災害発生時においても阻害されることのない情報伝達手段を確保することで、避難者が災害情報や配食に係る情報等を円滑に入手できるようにする。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○乙と連携し、指定緊急避難場所及び指定避難所で公衆無線LANを利用するためのポケットWi-Fiの整備を計画・実施する。併せて、圏域住民に対する啓発等を実施する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○甲と連携し、指定緊急避難場所及び指定避難所で公衆無線LANを利用するためのポケットWi-Fiの整備を計画・実施する。併せて、圏域住民に対する啓発等を実施する。

【期待できる連携効果】

○圏域全体の連携による環境整備を実施することにより、災害発生時に圏域内で被災した人が最寄りの指定緊急避難場所等で必要な情報を入手しやすい環境が確保され、被災者支援に係る情報の伝達及び収集への効果が期待できる。

【連携における課題】

○2市1町で連携したポケットWi-Fiの運用・活用方法についての検討

【成果指標(KPI)】

○公衆無線LAN環境整備が完了した避難所の累計箇所数（単位：箇所）

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
目標	53	53	53	53	53

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和5(2023)	令和6(2024)	令和7(2025)	令和8(2026)	令和9(2027)
予算	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049

3. 圏域マネジメント能力の強化

(11) 人材育成

②圏域市町職員等の交流及び人材育成の促進

【事業の概要】

○圏域市町職員等を対象とした合同研修等を実施し、行政サービスの質の向上、個々の専門知識等の習得及びスキルアップ等を図る。

【地域間の役割分担 甲（中心市の役割）】

○圏域市町職員等を対象とした合同研修、交流事業の企画を主導し、乙と連携して職員相互の交流や人材育成を推進する。

【地域間の役割分担 乙（連携市町の役割）】

○圏域市町職員等を対象とした合同研修、交流事業の企画に参画し、甲と連携して職員相互の交流や人材育成を推進する。

【期待できる連携効果】

○様々なスキルや考え方を持った職員と広く関わる事が可能となり、研修の活性化、効果促進を図ることができる。

【連携における課題】

○各市町がめざす研修成果（内容及び対象職員）と費用対効果（負担割合等）の調整

【成果指標(KPI)】

○合同研修の実施項目数（単位：項目）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	6	6	6	6	6

○合同研修の延べ参加者数（単位：人）

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
目標	242	242	242	242	242

【2市1町合計 事業費見込（単位：千円）】

年度	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)
予算	1,298	1,298	1,298	1,298	1,298

第5章 資料編

1. 第2次嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン・策定の経過

①令和4年2月

○第2次共生ビジョン策定作業の開始

各作業部会における連携事業の内容や成果指標に関する検討

②令和4年7月7日(木)

○第1回形成推進会議幹事会

第2次共生ビジョン(素案)の協議

③令和4年8月

○第2回形成推進会議幹事会(書面開催)

第2次共生ビジョン(素案)の協議

④令和4年8月31日(水)

○第1回共生ビジョン検討会議

第2次共生ビジョン(素案)の協議

⑤令和4年9月

○第1回形成推進会議(書面開催)

共生ビジョン検討会議の結果報告、第2次共生ビジョン(素案)の協議

⑥令和4年10月3日(月)から10月28日(金)

○第2次共生ビジョン(素案)に関する住民意見募集

⑦令和4年12月

○第3回形成推進会議幹事会(書面開催)

住民意見募集の結果確認及び第2次共生ビジョンへの反映に関する検討、
定住自立圏形成協定の変更内容に関する協議

⑧令和4年12月20日(火)

○第2回共生ビジョン検討会議

住民意見募集の結果報告、第2次共生ビジョン(最終案)の協議

⑨令和5年1月30日(月)

○第2回形成推進会議

第2次共生ビジョン(最終案)の協議、定住自立圏形成協定の変更内容に関する協議

⑩令和5年3月

○定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に係る議案の議決(2市1町各議会)

⑪令和5年3月27日

○定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結

⑫令和5年3月31日

○第2次共生ビジョンの決定

2. 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱

飯塚市告示第89号

嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

飯塚市長 片 峯 誠

嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。)第6に規定する定住自立圏共生ビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、又は変更するにあたり、ビジョンの内容について民間事業者、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議(以下「検討会議」という。)を飯塚市に設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、飯塚市長(以下「市長」という。)の求めに応じ、次の事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) ビジョンの策定又は変更に必要な事項の検討に関すること。
- (2) ビジョンの進行管理に必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 推進要綱第5に規定された政策分野の関係者
- (2) 嘉飯圏域住民の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 会長は、検討会議において聴取した各委員の意見を取りまとめ、市長に提出する。

4 検討会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、検討会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、行政経営部総合政策課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

3. 嘉飯圏域定住自立圏共生ビジョン検討会議 委員名簿

	委員選出団体等及び役職		氏名	備考
大 学 (学識経験者)	近畿大学産業理工学部	教授	飯島 高雄	副会長
	近畿大学九州短期大学	教授	澁田 英敏	会長
	九州工業大学情報工学部	教授	中茎 隆	
住民代表	飯塚市自治会連合会	会長	逢坂 忠男	
	嘉麻市行政区長連合会代表者会	会長	村上 曙生	
	桂川町区長会	会長	藤川 秀樹	
商工団体	飯塚商工会議所	事務局長	香月 法彦	
	嘉麻商工会議所	専務理事	大田 岱次	
	桂川町商工会	事務局長	加生 雅人	
産業団体	嘉飯桂産業振興協議会	副会長	梅尾 裕一	
子育て団体	かいた子育てサポートジャム	代表	浅田 なおみ	
福祉団体	飯塚市社会福祉協議会	常務理事	實藤 和也	
	飯塚医師会	会長	西園 久徳	
教育・文化団体	飯塚市教育委員会	教育委員	高石 双樹	
	嘉麻市教育委員会	教育委員	佐竹 正利	
	桂川町教育委員会	教育委員	皆越 美奈子	
地域公共交通 関係団体	西鉄バス筑豊株式会社	代表取締役 社長	山崎 尚	
	筑豊地区タクシー協会	嘉飯山部会長	野上 英敏	
県担当課	福岡県企画・地域振興部 市町村振興局 政策支援課	地域政策監	和田 徹	

(委員総数19名)

4. 中心市宣言書

中 心 市 宣 言

我が国は、すでに人口減少社会に突入しており、2015年に約1億2,709万人であった人口は、2053年には1億人を割り込み、2065年には約8,808万人にまで減少すると予測されています。さらに地方圏では、東京圏をはじめとする大都市圏への人口流出が続いており、地域経済の縮小、担い手の高齢化による地域コミュニティの崩壊など、より深刻な状況となることが予測されています。

飯塚市、嘉麻市、桂川町の2市1町の嘉飯圏域においても同様であり、毎年約1,400人もの人口が減少しており、2015年に181,535人であった人口は、2065年には115,781人にまで減少すると予測されています。

嘉飯圏域は、面積369.32km²で福岡県のほぼ中央に位置し、東は関の山、西は三郡山地、南は古処山地に囲まれ、全体の約3分の2は森林と耕作地からなっています。周囲の山地に源を発する河川は、多くの支流を集めて遠賀川となり、北流しています。山林や河川流域に広がる水と緑が豊富な地域です。

歴史としては、江戸時代は、長崎街道の宿場町、また黒田藩の出城である益富城の城下町としても栄えていました。明治から昭和30年台前半までは、日本の経済を支え、日本一の産出量を誇った筑豊炭田の一角として繁栄し、1955年（昭和30年）の人口は約332,000人にもなりました。その後、国のエネルギー政策の転換を受け、相次ぐ炭鉱の閉山、炭鉱労働者の離職により、10年後の1965年（昭和40年）には、人口は約210,000人となり、約37%もの人口が減少するなど、急激な衰退を経験しています。

この危機的な状況下においても嘉飯圏域の自治体や各種民間団体が連携し、地域の浮揚策としてJR筑豊本線及び篠栗線、国道などの交通のインフラ整備に取り組みました。また地域住民に向けた行政サービスの充実、効果的で効率的な行政運営の確立などを目的として、消防、救急医療、衛生処理施設の運営など、様々な連携事業を進めてきました。

飯塚市は、嘉飯圏域からの人口流出を抑制し、地域の活力を維持し続けていくため、歴史的、地理的に、結びつきの深い、嘉麻市、桂川町とさらなる連携を強化し、定住自立圏構想に基づく「嘉飯圏域定住自立圏」の形成を目指し、中心市として多様な都市機能の充実に努めるとともに、将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことができる地域づくりと、その魅力向上に取り組んでいくことを、ここに宣言します。

平成29年12月22日

飯塚市長 片 峯 誠

5. 定住自立圏構想推進要綱（出典：総務省公式ホームページ）

平成20年12月26日（総行応第39号）制定
平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正
平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正
平成26年3月31日（総行応第70号）一部改正
平成28年9月23日（総行応第293号）一部改正
平成29年10月5日（総行応第352号）一部改正
平成30年9月3日（総行応239号）一部改正
令和3年6月9日（総行応第109号）一部改正
令和4年11月14日（総行応第274号）一部改正

第1 趣旨

（1） 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

（2） 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させ

るとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した令和2年10月1日現在の数値（令和2年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における令和2年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、常住地による「従業・通学市区町村、男女別通勤者数（15歳以上）」中「総数」及び「従業・通学市区町村、男女別通学者数（15歳以上）」中「総数」の合計をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていること。）。

② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。

③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

（1）中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2）中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思

② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能

の利用状況等

③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組

④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称

⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

（３） 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

（４） 中心市宣言書の公表

中心市は、（１）の規定により中心市宣言書を作成したとき又は（３）の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

（５） 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

（１） 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、

（２）に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

（２） 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確認するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地における

にぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

f 環境

圏域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO₂吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた連携

g 防災

圏域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場製品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a からe までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d a からc までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

（3）定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。

② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6（1）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配慮する必要がある。

③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。

④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。

⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。

⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（4）広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口（平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの（福島県内の市町村にあつては、これに準ずる方法により推計したもの）に基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあつては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標（KPI:Key Performance Indicator）等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤ 成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

（４）圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討にあたっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

（５）定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更にあたって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

（６）定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

（７）定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

（８）その他

近隣市町村は、定住自立圏共生ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言中心市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

（1） 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4（4）の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4（2）④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

（2） 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定等又は第6（6）の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6（6）の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

（3） 総務省による送付

総務省は、（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

（1） 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

（2） 総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立

圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第 2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあつては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第 3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第 3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第 2 の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

第 1 施行期日

この要綱は、令和 4 年 11 月 14 日から施行する。

第 2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第３ 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第２の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。